

第22期第15回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年10月24日(火)
13:30～
場 所 福島県自治会館 3階大会議室
(福島市中町8-2)

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題
 - (1) 議案
 - 議案第1号 特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ、まいわし太平洋系群)
(諮問・答申)
 - 議案第2号 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について
 - (2) 報告事項
 - ア くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について
 - イ 令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について
 - ウ 全国海区漁業調整委員会連合会令和6年度要望内容について
 - エ 水産政策審議会特別委員の就任について
 - (3) その他
 - 漁業法に基づく新たな資源管理の検討状況について
- 6 閉会

第22期第15回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和5年10月24日(火)
13:30～
場 所 福島県自治会館 3階大会議室
(福島市中町8-2)

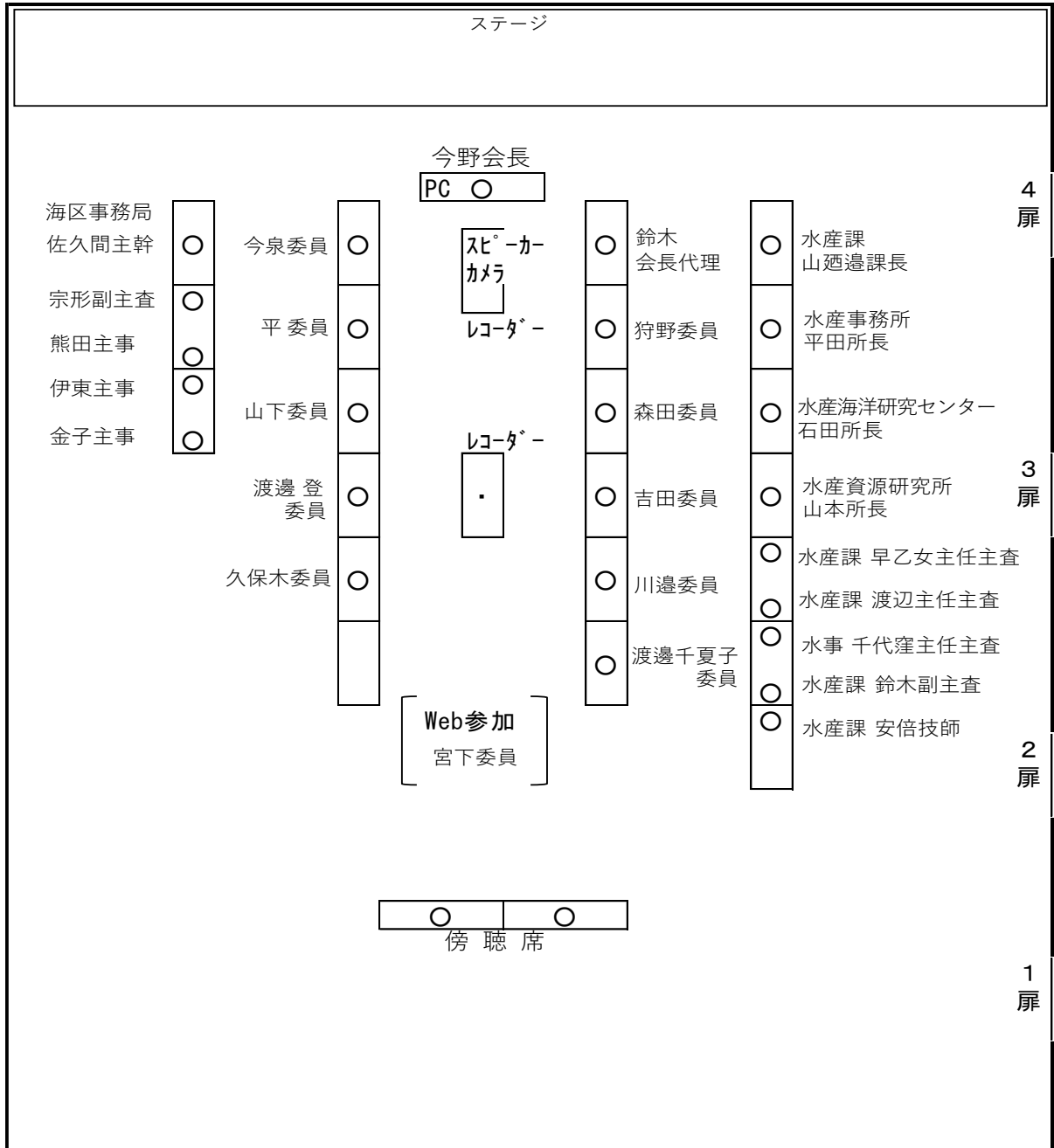
海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	福島	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	福島
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	福島	水産課主任主査	早乙女 忠弘	福島
漁業者	今泉 浩一	福島	水産課主任主査	渡 辺 透	福島
漁業者	狩野 一男	福島	水産課副主査	鈴木 翔太郎	福島
漁業者	平 仁一	福島	水産課技師	安倍 裕喜	福島
漁業者	森田 政利	福島	水産事務所長	平田 豊彦	福島
漁業者	山下 博行	福島	水産事務所主任主査	千代窪 孝志	福島
漁業者	吉田 康男	福島	水産海洋研究センター 所長	石田 敏則	福島
漁業者	渡邊 登	福島	水産資源研究所長	山本 達也	福島
学識経験	川邊 みどり	福島	海区委員会事務局 主幹兼次長(業務)	佐久間 徹	福島
学識経験	久保木 幸子	福島	〃 副主査	宗形 莉苗	福島
学識経験	渡邊 千夏子	福島	〃 主 事	熊田 湧樹	福島
中立	宮下 朋子	Web	〃 主 事	伊東 亮太	福島
			〃 主 事	金子 正子	福島

第22期第15回福島海区漁業調整委員会 席次

日 時 令和5年10月24日 (火)

13:30～

場 所 福島県自治会館 3階大会議室
(福島市中町8-2)





福島海区漁業調整委員長 様

5 生流第 2672 号
令和 5 年 10 月 3 日

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 鈴木 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概要：特定水産資源のうち、まあじ及びまいわし太平洋系群について、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和6管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「まあじ」及び「まいわし太平洋系群」の令和6管理年度（令和6年1月1日～令和6年12月31日）の当初配分数量については、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
（農林水産大臣が定める数量は、水産政策審議会で検討されたうえで、各都道府県に通知される。）
- 4 策定の内容：農林水産大臣より配分が見込まれる数量^{※1}に基づき、「まあじ 現行水準」及び「まいわし太平洋系群 現行水準」とする。
※1 漁業法第15条第4項の規定に基づく当初配分に係る事前照会において協議した数量。
- 5 諮問予定：令和5年10月24日開催
第22期第15回福島海区漁業調整委員会で諮問

(スケジュール)

- | | |
|--------|---|
| 10月中旬 | 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会 |
| 10月下旬 | 水産政策審議会 |
| 11月上旬 | 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知 ^{※2} |
| 11月下旬 | 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載） |
| 11月下旬 | 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請 |
| 12月上旬 | 農林水産大臣から知事管理漁獲可能量の承認通知 |
| 12月末まで | 知事管理漁獲可能量の公表（県報掲載、水産課HP）
関係機関へ通知 |

※2 漁獲可能量の通知が「現行水準」とは異なる配分となった場合は、委員会に改めて諮問する。

福島県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定により、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和 6 管理年度（令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 まあじ

知事管理区分 福島県まあじ漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二 まいわし太平洋系群

知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量



事務連絡
令和5年9月21日

水産庁資源管理部管理調整課
資源管理推進室資源管理基準班 御担当者 様

福島県農林水産部水産課漁業調整担当

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の令和6管理年度当初配分案について（回答）

令和5年9月14日付け事務連絡で照会のありましたこのことについては、下記のとおり、震災後減少した漁獲量の増加を見込み、令和5管理年度と同様、震災前3カ年の実績に基づいた配分を要望します。

記

<要望する当初配分>

特定水産資源	当初配分	目安数量	参考：震災前3カ年平均 ※大臣管理除く
まあじ	現行水準	50トン未満	アジ類：37,035 kg
まいわし太平洋系群	現行水準	100トン未満	イワシ類：514,712 kg

(事務担当 副主査 鈴木 電話 024-521-7379)



事務連絡
令和5年9月14日

都道府県TACご担当者様

水産庁資源管理部管理調整課
資源管理推進室資源管理基準班

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群の
令和6管理年度当初配分案等について（事前照会）

平素よりTAC制度の運用についてご協力いただき感謝申し上げます。

標記について、資源管理基本方針及び令和5年度資源評価結果に基づき、算出した当初配分案は別紙のとおりとなりました。

現行水準から数量明示への変更希望等、本案に対してご意見がありましたら、9月27日（水）までにご連絡くださるようお願いいたします。

※ 本案は10月下旬開催予定の水産政策審議会第127回資源管理分科会への諮問を経て、告示されることとなります。

よって、別紙の数値については、現時点の案でありますことをお含みお願います。

<問い合わせ先>

水産庁資源管理部管理調整課資源管理推進室
資源管理基準班 松島、小路口
03-5510-3303

〇令和6管理年度さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群のTACについて

都道府県・大臣管理 福島県	さんま			まあじ			まいわし太平洋系群			まいわし対馬暖流系群		
	TAC	シェア	目安数量 (算定値)	TAC	シェア	目安数量 (算定値)	TAC	シェア	目安数量 (算定値)	TAC	シェア	目安数量 (算定値)
		0.00%		現行水準	0.01%	50トン未満		0.00%				

注1)数量明示による配分の対象

1. 過去3カ年の漁獲実績の平均シェアが全体のうち概ね80% (大臣管理漁業のシェアを含む) を構成する漁獲量上位の都道府県

2. 1. 以外であって、都道府県が希望する場合 (ご要望があれば担当までご連絡ください。)

3. 漁業構造の大幅な変化など管理に必要な場合

注2)現行水準の対象

1. 数量明示による配分の対象以外のうち、過去3カ年の平均漁獲実績が1トン以上ある場合

2. 過去3カ年の平均漁獲実績が1トン未満であつても、今後、来遊があつた場合には漁獲が見込まれる場合 (過去3カ年の平均漁獲実績が1トン未満の都道府県はまずは注3の取扱いとしていしますので、本項に該当する場合は担当までご連絡ください。)

3. 算定された数量又は過去3カ年の平均漁獲実績が、10トン未満の場合は「10トン未満」、10トン以上50トン未満の場合は「50トン未満」、50トン以上100トン未満の場合は「100トン未満」と表示 (ずわいがに全資源除く)

注3)配分しない (数量を明示しない) 対象

過去3カ年の平均漁獲実績が1トン未満であつて、漁獲実績がない (かつ、今後も漁獲が見込まれない) と都道府県として判断する場合

注4)まいわし太平洋系群については、数量明示/現行水準及び基本シェアのみ提示し、9月21日開催のSH会合後に配分数量/目安数量案を提示。

福島海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、ひらめの保護増殖を図るため、ひらめの採捕等について、次のとおり指示する。

令和5年 月 日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野 智光

一 指示の内容

- 1 福島県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。
- 2 漁業を営む者又は水産動植物の販売若しくは加工を業とする者は、1の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、販売し、又は加工してはならない。

二 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。

ひらめ採捕制限 委員会指示発動の背景と経緯

初発動年：平成5年

対象漁業：全漁業種、遊漁

対象海域：県内全域

【指示発動までの経過】

- ・昭和57年度からヒラメ人工種苗の放流試験を開始。
昭和62年度以降は、10万尾以上の大規模放流試験を実施。
- ・人工種苗放流による経済効果が明らかになると共に、より経済効果を高めるためには、小型魚の保護が必要であることがわかった。
- ・県は、この結果を漁業者関係者へ説明し、協議を重ねた結果、ヒラメ栽培漁業の事業化と小型魚保護による資源管理の機運が高まり、平成4年に開催された「第42回福島県漁業協同組合大会」において「ヒラメ栽培漁業事業化」が決議。
- ・同年「福島県ヒラメ栽培漁業事業化推進委員会」を県漁連に設立するとともに、「ヒラメ監視委員会」を設置し、栽培漁業と資源管理の実施体制が整備された。
- ・平成4年12月25日に開催された第15期第1回海区委員会において、ヒラメの資源管理を支援するため、全長30cm規制の委員会指示を発動することが決議。

【指示の概要】

- 全長30cm未満ひらめの採捕禁止（試験研究のための採捕を除外）
- 上記に違反して採捕されたひらめ・その製品の所持、販売、加工禁止

【ヒラメの栽培漁業と資源管理等の経過】

平成5年：ひらめの全長30cm規制による資源管理開始。

栽培事業運営基金の造成、漁業者負担金の徴収を開始。

平成8年：ヒラメ栽培漁業振興施設が稼働、100万尾の種苗生産開始、以降、毎年100万尾の人工種苗放流を継続。

平成23年：東日本大震災によりヒラメ栽培漁業振興施設が全壊。

平成24年：国及び県の支援を受けて、社団法人新潟県水産振興協会の施設を借り、ヒラメの種苗生産を再開し、平成24年度～28年度まで全長6cmの種苗10万尾を相双海域に放流してきた。平成29年度からはいわき海域、平成30年度には双葉海域での放流を再開し、全長6cmの種苗5.5万尾を相双海域に、1.5万尾を双葉海域に、3万尾をいわき海域に放流した。

平成28年：ヒラメの出荷制限等指示の解除。試験操業の対象種に追加。

全長50cm以上の大型魚に限定して水揚げ。

平成30年：福島県水産資源研究所が開所。

令和元年：人工種苗100万尾の放流を再開。

令和3年：試験操業終了に伴い、全長50cmの自主サイズ規制の見直し協議。

(相双地区全長50cm、いわき地区7/1より全長40cm)

【福島県のヒラメ水揚げ状況】

- 1 平成5年の全長30cm規制、平成8年の栽培漁業事業化により、平成7年以降は安定した漁獲量となり、平成21年には、過去最高の841トン記録した。
- 2 原発事故後は出荷制限指示等が出され、漁獲ができない期間があったが、平成28年に出荷制限指示が解除され、同年8月から試験操業の対象種となった。

令和4年は漁獲量727トン、漁獲金額6.9億円、平均単価948円/kgであった。

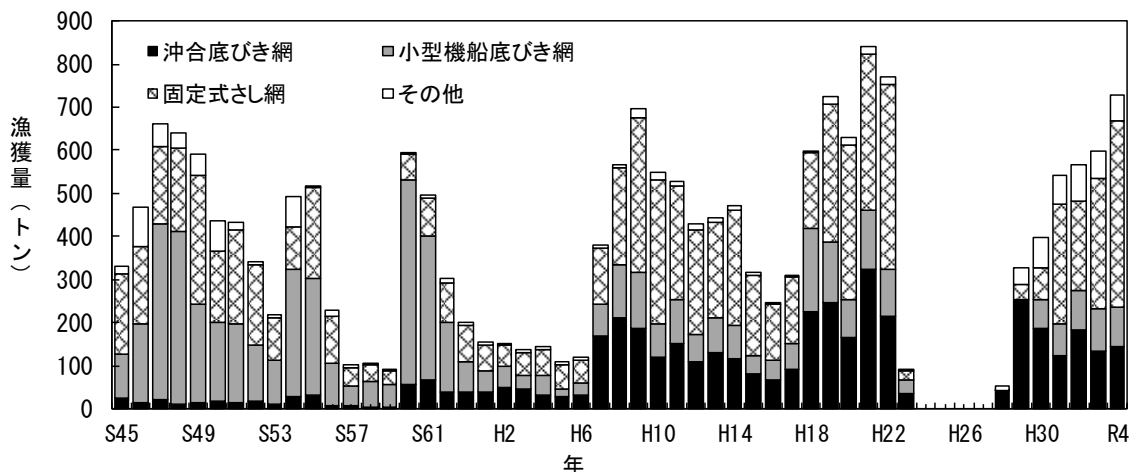


図1 ヒラメ漁獲量の推移

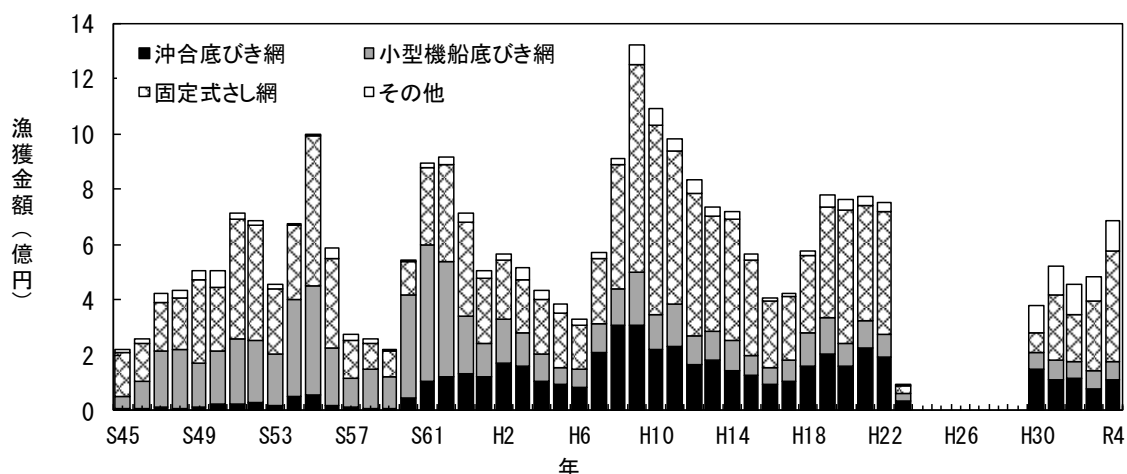


図2 ヒラメ漁獲金額の推移

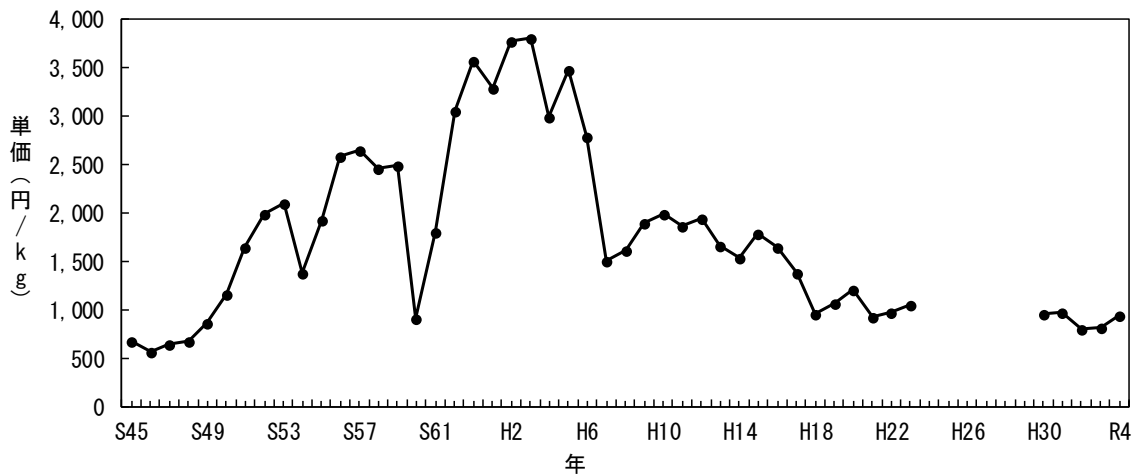


図3 ヒラメ単価の推移

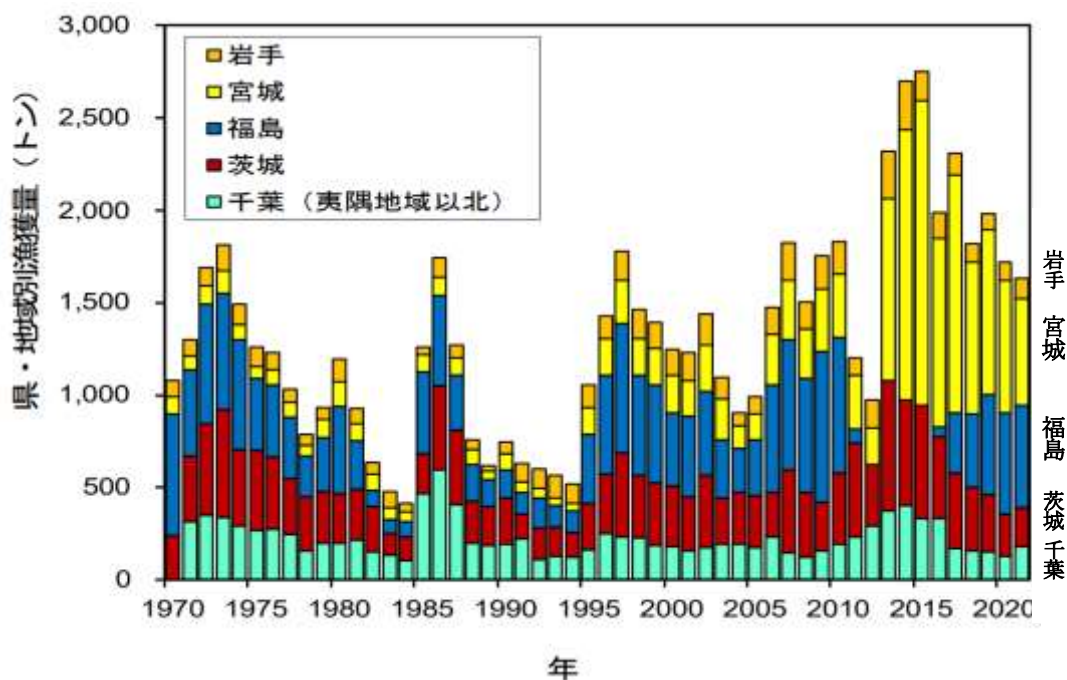


図1 県別ヒラメ漁獲量の推移
2021年漁獲量：宮城県 (579 トン)、茨城県 (212 トン)

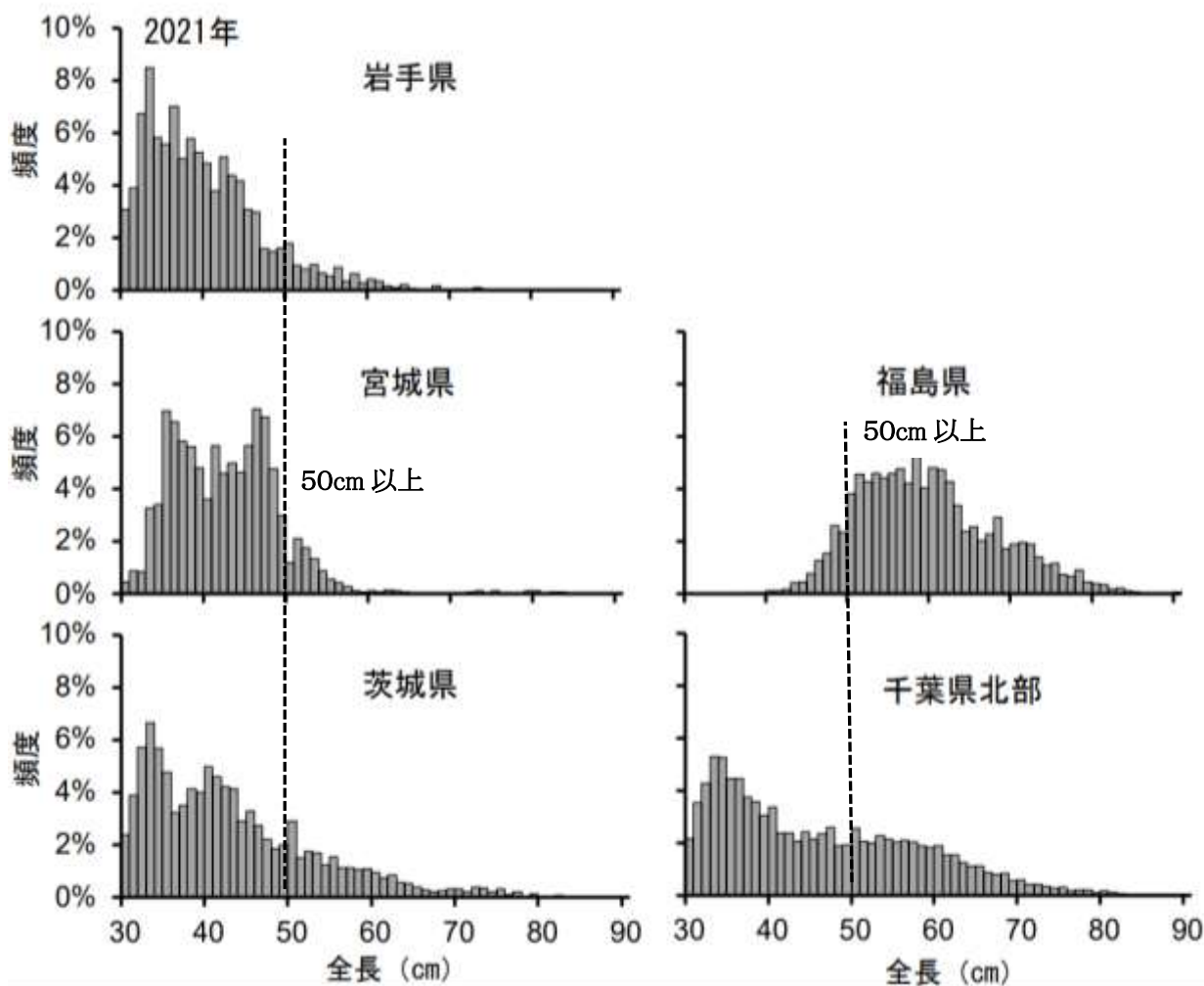
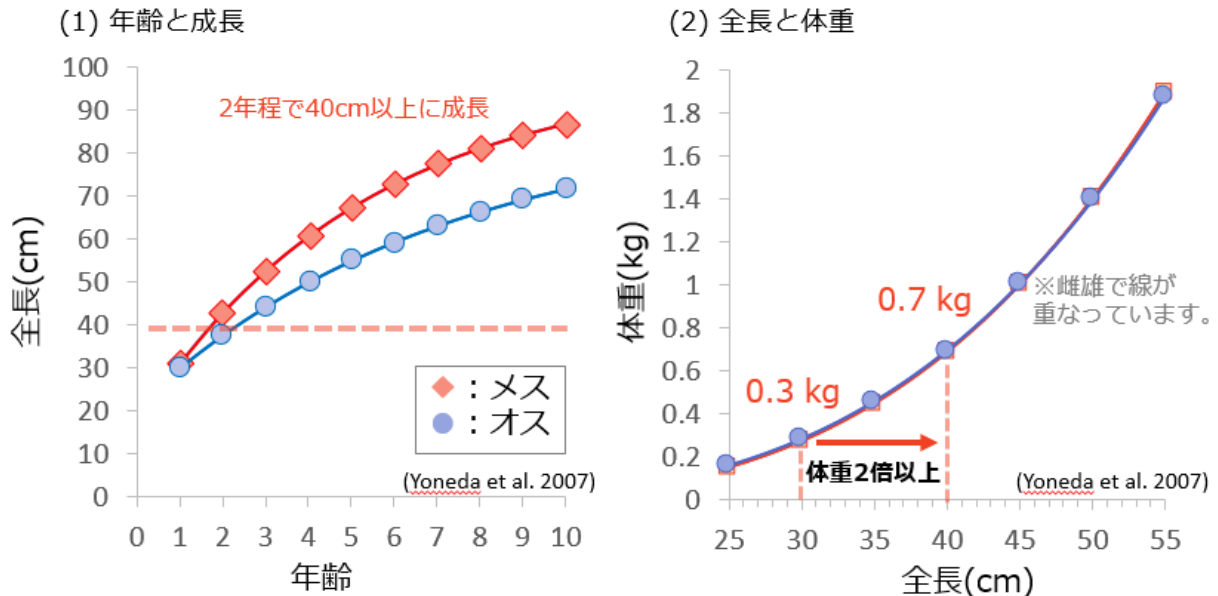


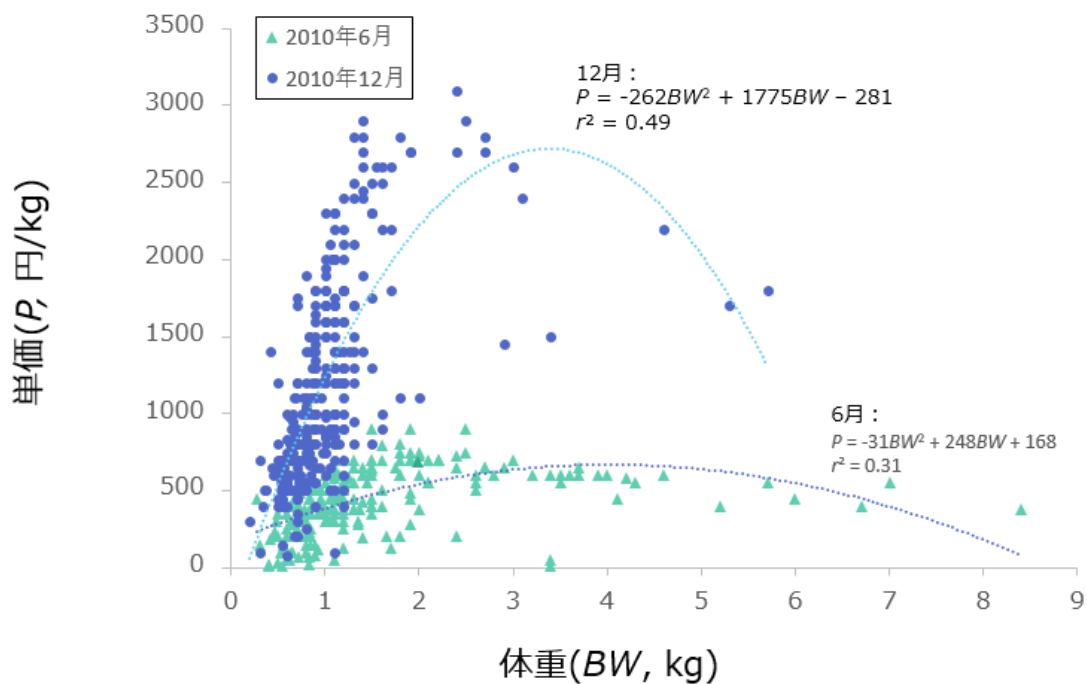
図2 各県のヒラメ漁獲物全長組成

1. ヒラメの年齢と成長



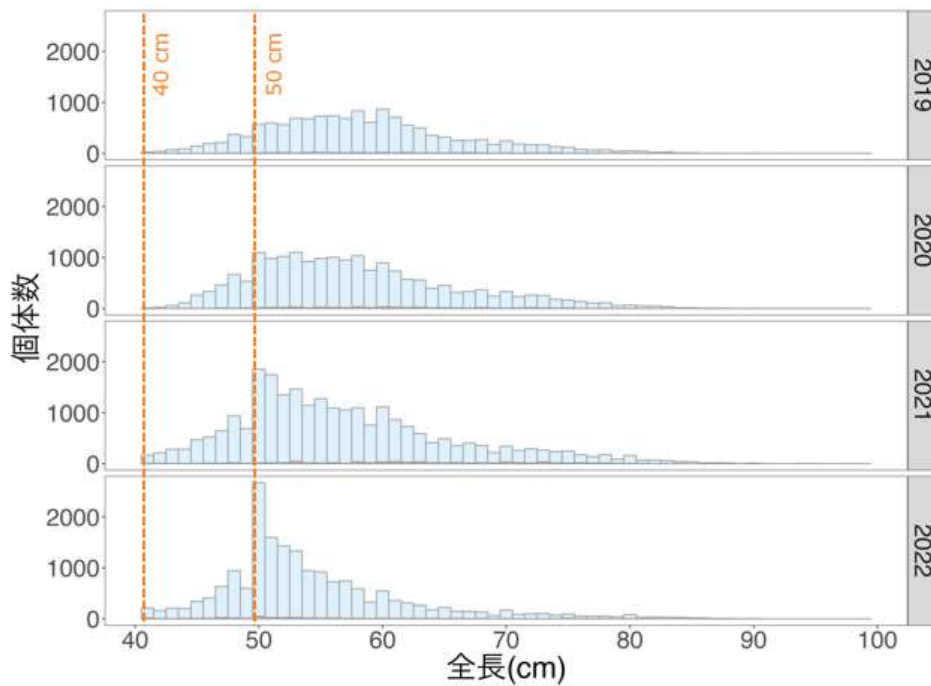
ヒラメは大きく成長する魚
→資源管理は**小型個体の保護**が有効
(太平洋北ブロック資源管理型漁業推進協議会, 1994)

2. ヒラメ体重と単価の関係



小型個体(1kg未満)の単価は安価

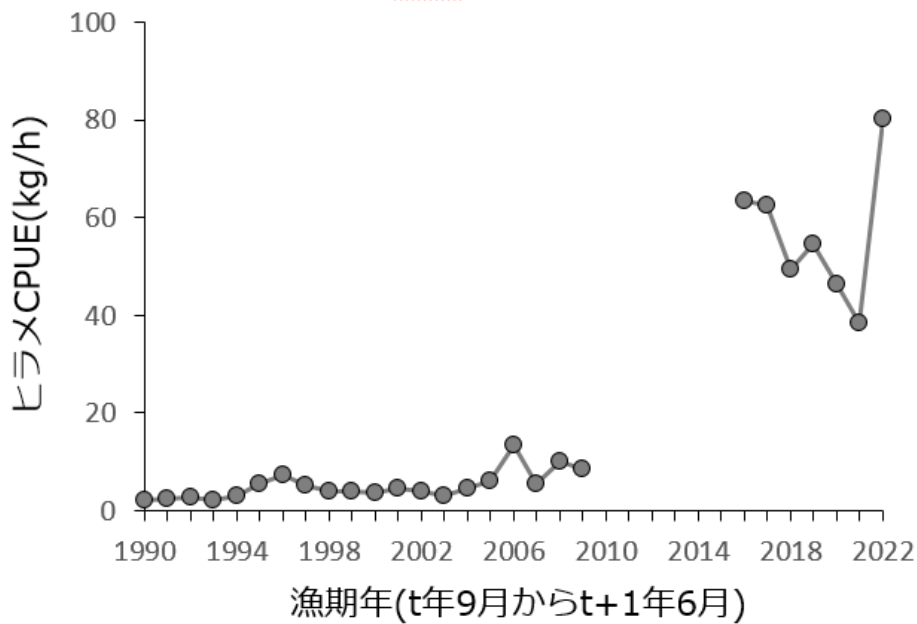
3. 福島県主要市場ヒラメ調査結果



震災後のヒラメ漁業は自主規制（全長制限）実施
 →小型個体を保護し、大型個体を漁獲

4. ヒラメ資源量指標値の推移

(底びき網漁業CPUE)



震災以降、適切な漁業管理(小型個体保護等)を実施
 →ヒラメCPUEは高い水準を維持

くろまぐろに関する知事管理漁獲可能量の管理について

令和 5 年 10 月 6 日

福島県農林水産部水産課

1 経緯

- ・令和 5 管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量が令和 5 年 6 月 28 日時点で知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいことから、漁業法及び福島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則に基づき令和 5 年 6 月 29 日付けで当該魚種の採捕の停止を命じた。
- ・結果として、漁獲可能量を 4.4 トン超過する 17.1 トンの漁獲量となった。
- ・令和 5 年 7 月の福島海区漁業調整委員会において委員から、くろまぐろを秋冬にも漁獲できる制度設計が必要との意見が寄せられた。
- ・福島県資源管理方針別紙 1-1 では、漁獲可能量やその管理に関する事項が定められているが、同方針別紙 1-1 第 3 の漁獲可能量の知事管理区分への配分基準が「全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。」と規定されているなど、秋以降確実に漁獲できる制度とはなっていない。
- ・そこで、令和 6 管理年度に秋冬に漁獲できる制度を構築することとする。
- ・制度を構築するに当たっては、福島県資源管理方針別紙 1-1 を改正する必要がある、検討事項等は、以下のとおり。

2 福島県資源管理方針の改正に向けた検討事項

(1) 知事管理漁獲可能量の配分方法

春夏（4～9 月）と秋冬（10～3 月）の 2 期制の導入など

(2) 報告手法の検討

1 日あたり 1 隻あたり 100 kg 以上の漁獲があった場合の報告（漁獲量の確認）

※本方針別紙 1-1 への明文化の適否も含めて検討

3 福島県資源管理方針の改正に向けたスケジュール

(1) 福島海区漁業調整委員会にスケジュールを報告（令和 5 年 10 月 24 日）

(2) 関係漁協へ意見照会、パブリックコメント（水産課 HP 上、1 ヶ月）実施

(3) 国との調整

(4) 福島海区漁業調整委員会に資源管理方針改正に係る諮問

併せて、新しい資源管理方針に基づく令和 6 管理年度の漁獲可能量について諮問（令和 6 年 1 月）

(5) 資源管理方針改正施行（令和 6 年 4 月 1 日）

4 備考

- ・くろまぐろ（大型魚）は混獲管理分であることから、現行を維持する。

くろまぐろ（小型魚）の漁獲管理に係る他県の取組（参考）

1 漁獲管理手法について

各都道府県では、必要に応じて漁業種類、地区、期間等を区分して漁獲管理を行っている。

- ・漁業種類による区分（例：定置漁業と漁船漁業）
- ・地区ごとによる区分
- ・期間による区分（例：3ヶ月を1期間として4期間による運用など）

2 資源管理方針における他県の管理手法例（各都道府県HPより抽出）

(1) 期間による区分

漁獲可能期間数（月）	都道府県（39都道府県中7県）
2期間（4-9, 10-3）	鹿児島県
3期間（4-7, 8-11, 12-3）	静岡県
4期間（4-6, 7-9, 10-12, 1-3）	千葉県、高知県、徳島県、宮崎県、愛媛県

(2) 報告基準等

導入県	TAC(トン) (令和5管理 年度分、 R5.8.8時点)	報告等の基準	報告等
千葉県	78.4	各漁協で0.3トン/日を超える採捕	緊急連絡等
東京都	23.8	100kg/隻/日を超える採捕	緊急連絡等
新潟県	111.7	100kg/隻を超える採捕	採捕の数量等を報告
福井県	34.1	10kg/隻/日を超える採捕	採捕の数量等を報告
静岡県	42.3	100kg/隻/日を超える採捕	操業状況等を報告
長崎県	872.1	300kg/隻/日を超える採捕	採捕の数量等を報告
熊本県	14.9	100kg/日を超える採捕	採捕の数量等を報告

3 その他の自主的な取組

漁業者による自主的な規制を設けている事例もある。

- ・サイズ規制
例：10 kg未満魚の放流等
- ・漁獲量規制
例：1漁場1日あたり漁獲量200 kgまで

福島県資源管理方針（抜粋）

（別紙1-1）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ（小型魚）漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ（小型魚）漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について

- 1 開催日時：令和5年7月11日(火) 9:30～16:00
- 2 要望先：水産庁(管理調整課)、国土交通省(海事局)、海上保安庁(警備救難部)、外務省(アジア大洋州局, 欧州局)、衆参農林水産委員会委員長(衆議院, 笹川博義委員長、参議院, 山下雄平委員長)
- 3 出席者：今野会長、副会長4名、理事4名、事務局職員13名
- 4 内容：全漁調連から国への要望事項について、各省庁において手交するとともに、内容について説明と意見交換を行った。



今野会長より水産庁管理調整課水川課長へ要望書を手交



水産庁へ要望書の内容説明

全国海区漁業調整委員会連合会第172回理事会出席者名簿

日時 令和5年7月11日(火) 13:30～

場所 農林水産省8階水産庁中央会議室

1 来賓（水産庁）

所 属	役 職	氏 名	備 考
管理調整課	課 長	水川 明大	
資源管理推進室	室 長	永田 祥久	
沿岸・遊漁室	課長補佐	土方 教義	
沿岸・遊漁室	係 長	片山 誓花	

2 役員（9名）

役 職	氏 名	所属海区	備 考
会 長	今野 智光	福 島	
副会長	鈴木 精	静 岡	会長職務代理
副会長	小川 和久	三 重	
副会長	北田 國一	広 島	
副会長	川寄 和正	佐賀県連合	
理 事	富田 重基	青森県西部	
理 事	網谷 繁彦	富 山	
理 事	佐々木 護	愛 媛	
理 事	志岐 富美雄	長崎県連合	

3 事務局（13名）

所属海区	役 職	氏 名	備 考
福 島	事務局長	山廻邊 昭文	全漁調連事務局
福 島	主幹兼次長	佐久間 徹	全漁調連事務局
福 島	副主査	宗形 莉苗	全漁調連事務局
福 島	主事	伊東 亮太	全漁調連事務局
静 岡	主幹	池谷 得維	副会長海区
三 重	主幹	増 田 健	副会長海区
広 島	次長	福地 博子	副会長海区
佐賀県連合	事務局長	江口 泰蔵	副会長海区
青森県西部	主任専門員	八島 美奈子	理事海区
富 山	事務局長	辻 本 良	理事海区
愛 媛	次長	中島 昭里	理事海区
長崎県連合	書記	原 洋一	理事海区
東 京	事務局長	米本 武史	監事海区

令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要望項目	要望内容	水産庁	外務省	保安庁 海上	国土交通 省海事局
I 海区漁業調整委員会制度について					
1 海区漁業調整委員会制度の堅持	●	●			
2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保	△	●			
3 新たな漁業関係法令の改正について	●	●			
4 海区漁業調整委員の資質向上について	●	●			
II 沿岸漁場の秩序維持について					
1 違法操業の取締強化等					
①取締り体制の連携強化	△	●		△	
②漁業監督吏員の資質向上	○	●			
2 「密漁もの」の流通防止					
①「密漁もの」を排除する意識の指導・啓発活動	●	●			
②違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化	○	○			
③水産流通適正化法の制度の周知及び現場負担を軽減するための措置の実施	●	△			
④シラスウナギ流通の透明化の推進	●	△			
III 太平洋クロマグロの資源管理について					
1 クロマグロ資源の適正利用					
①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等	●	○			
②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等	△	△			
③沿岸くろまぐる漁業等のあり方について	○	○			
2 定置網等における管理手法の確立および支援措置					
①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等	●	●			
②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設	△	●			
③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等	●	●			
④漁獲状況を把握するシステム構築	●	△			
3 遊漁者等の操業自粛措置	△	△			
IV 沿岸資源の適正な利用について					
1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整					
①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のための合意形成に向けた調整	●	△			
②沖合漁業に対する沿岸漁業に準じた資源管理措置の指導と許可内容の見直し	●	●			
③カツオ・スルメイカの沖合漁業と沿岸漁業の操業調整	●	●			
④海洋環境の変化への対応や大量漁獲規制による水産資源の適正管理	●	●			
⑤大型船の増トンやIQ導入による沿岸漁業との競合に対する調整	●	●			
2 マサバ太平洋系群の適正利用					
①産卵親魚の確保、未成魚の保護など資源管理の確実な履行の指導	△	△			
②科学的根拠に基づく目標管理基準値の設定	●	●			
③漁業者の理解を得た資源管理の推進と減収の補償	△	●			
3 カツオ資源の適正利用	●	△			
4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用	●	△			
5 沖合漁業の操業秩序の確立					
①大中型まき網漁船付属船へのVMS設置の義務化と航跡情報の運用	△	△			
②VMSを有効に活用した違反操業の抑止と取締強化	●	●			
③AISを活用した事故防止・安全航行の指導	○	○			○

R4比較[○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和5年度全漁調連要望書 要望内容及び国回答

要 望 項 目	要望 内容	水 産 庁	外 務 省	保 安 庁 海 上	省 国 土 交 通 事 務 局
V 漁業法改正後の制度運用について					
1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について	●	△			
2 新制度の円滑な運用について					
①地域課題への対応における指導・助言	●	●			
②漁業権免許切替手続きにおける指導・助言	●	●			
3 新たな資源管理措置等について					
①魚種ごとに適確に評価し、TAC導入を前提としない新たな資源管理の検討	△	△			
②実行可能性の議論、漁業者等の理解と合意の上の慎重な対象種追加	△	△			
③地域の漁業特性を考慮した資源管理措置の実施と減収対策	△	△			
④新規参入者の確保、地域全体の産業を守る成長対策の具体化	●	△			
⑤TAC魚種の正確な漁獲量を把握する仕組みの整備	○	○			
⑥定置網漁業の特性に応じた新技術の開発・普及	○	○			
VI 外国漁船問題等について					
1 排他的経済水域の境界の画定(竹島など)	●	●	●		
2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理					
①日台漁業取決め適用水域の一部縮小と協議対象水域の拡張抑制	●	●	△		
②日台漁業取決め適用水域での安全操業確保、台湾漁船のPI保険加入義務化	●	△	△		
③韓国漁船の操業規制と日韓暫定水域の操業秩序確立	●	●	●		
④中国漁船の日中暫定水域やEEZ内の操業秩序確立とサンゴ網対策	●	△	●		
⑤ロシア水域における操業機会の確保、操業条件の緩和のための積極的な支援	△	●	△		
⑥EEZ内ロシア漁船による漁具被害防止、補償及び漁獲割当量の適切な設定	●	△	△		
3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保					
①外国漁船の違法操業を未然に防ぐための、監視・取締体制の強化	●	△		△	
②外国公船や外国漁船の位置動向情報収集、漁船等との情報共有体制強化	●	△		●	
③外国漁船等の避泊にかかる、地元漁業や環境に対する影響の防止	●	●		△	
④北朝鮮のミサイル発射の阻止、迅速な情報提供	△	●	△		
4 被害の救済(外国漁船による放置漁具による被害対策)	△	△			
VII 海洋性レジャーとの調整等について					
1 遊漁と漁業の調整					
①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施	●	△			
②スピアフィッシングに対する規制強化	△	△			
③遊漁者の資源利用の実態把握	△	△			
④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備	○	○			
2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止					
①利用者に対する保険加入義務化、漁業被害を想定した被害保障の充実	●	●			●
②利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討	△	●			
3 ミニボートによる危険行為の防止					
①安全航行のための制度改正と反射板等の装置の必置	●	●			△
②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施	●	●			△
③安全講習の義務化と所有者リストの整備	●	●			●
④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化	○	△			●

R4比較 [○:新規、△:内容変更、●:継続]

令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会 要望活動結果（国からの回答）

I 海区漁業調整委員会制度について

R5年度要望趣旨		R5年度要望趣旨		回答、状況等	
<p>海区漁業調整委員会は、漁業の民主化を図る一翼として、漁業者・漁業従事者委員を主体として、漁業権の免許、沿岸漁業の調整や資源管理に至るまで、幅広く歴史的にその役割を担うとともに、その十分な運用により、漁業制度の円滑な運営を確保してまいりました。</p> <p>令和2年12月の改正漁業法施行後も、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させる目的達成のために、海区漁業調整委員会に求められる役割はさらに重要性を増すところとなっています。引き続き国、都道府県、漁協等と連携し、漁業調整機構として海区漁業調整委員会に求められる役割を、十分に果たしていかなければなりません。</p> <p>また、海区漁業調整委員会が高度化・多様化する諸問題に今後も引き続いて対処していくためには、安定した財政基盤の裏づけが必須です。</p> <p>つきましては、海区漁業調整委員会制度に関する事項について、次のとおり要望いたします。</p>					
1	<p>1 海区漁業調整委員会制度の堅持</p> <p>海区漁業調整委員会制度を堅持するとともに、委員会は漁業者及び漁業従事者が主体となって漁業調整等を行う組織である位置づけを堅持すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	【水産庁】	<p>1 海区漁業調整委員会は、漁業法に基づき、漁業権の免許や都道府県漁業調整規則の策定に際しての権限が与えられているなど、海区内の漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関である。</p> <p>2 今般の漁業法等の改正においても、新たな資源管理の推進や漁場の有効活用を図っていく中で、海区漁業調整委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、海区漁業調整委員会がこのような役割を的確に果たしていけるよう、漁業者及び漁業従事者を主体とした組織であるとの基本的な性格を維持している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>		
2	<p>2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保</p> <p>漁業法改正に伴い、知事からの資源管理状況の報告徴収や、TAC制度対象魚種ごとの漁獲割当の変更方針の諮問等、海区漁業調整委員会の役割が増加していることを踏まえ、今後も漁業調整機構としての役割を十分果たし、地域漁業の発展に寄与するために、更なる予算措置により安定した財政基盤が確保されるよう措置すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	【水産庁】	<p>漁業調整委員会等交付金については、国の厳しい財政事情の中においても一定の予算を確保しているところであり、引き続き、海区漁業調整委員会の活動に極力支障を生じることのないよう、予算確保に努めてまいりたい。</p> <p>(参考)漁業調整委員会等交付金 予算推移</p> <p>平成31年度 181,302千円 令和2年度 181,302千円 令和3年度 181,302千円 令和4年度 181,302千円 令和5年度 181,302千円</p> <p style="text-align: right;">継続</p>		
3	<p>3 新たな漁業関係法令の改正について</p> <p>改正漁業法の下でも、海区漁業調整委員会の適切な運営が確保されるよう、国は海区漁業調整委員会や地方自治体、漁業関係者に対し、必要な情報の提供を行うとともに適切な指導・助言を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	【水産庁】	<p>1 新たな海区漁業調整委員会制度を適切に運用していくためには、海区漁業調整委員会や都道府県、水産関係団体、漁業者等関係者の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施してまいりたい。</p> <p>2 また、海区漁業調整委員会の全国組織である貴会において、各海区の実態について調査するなどして必要な情報共有を行うことで、より円滑な制度運用が図られると考えることから、引き続き、貴会と連携を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>		
4	<p>4 海区漁業調整委員の資質向上について</p> <p>海区漁業調整委員会は、強力な権限・機能を有しており、漁業調整や資源管理をはじめとして広範な事案について公平公正な審議が求められる。そのためには、海区漁業調整委員の更なる専門的、技術的知識が必要となることも想定されるため、委員の資質向上を図る研修機会を設けること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	【水産庁】	<p>海区漁業調整委員会における公平公正な審議を行うためには、委員の資質向上も重要な要素の一つであることから、貴会とも連携し、研修会の開催に向けて調整してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>		

II 沿岸漁場の秩序維持について

R5年度要望趣旨	
<p>近年、悪質かつ巧妙で組織化した漁業関係法令違反(密漁)が後を絶たず、その対策が強く求められています。密漁は、水産資源に悪影響を及ぼし、健全な漁業経営を阻害するばかりでなく、漁業者が真摯に取り組む種苗放流や資源管理に対する意欲をも減退させ、水産基本法の基本理念の一つである「持続的な利用を確保するための水産資源の適切な保存、管理及び増殖等の推進」の根幹を揺るがすばかりでなく、近年、暴力団関係者が絡むような悪質な違反事例がみられるなど社会的にも大きな問題となっています。</p> <p>改正された漁業法では、罰則が大幅に強化されましたが、依然として密漁は巧妙化しており検挙が難しくなっていることから、一層の取締りの強化や罰則の厳格な適用などの対応が必要とされています。</p> <p>一方で、取締りの強化にもかかわらず密漁が後を絶たない原因として、「密漁もの」の水産物に潜在的な需要が存在し、買う側の手により「正規の漁獲物」に紛れ一般の市場で流通していることが考えられます。今後、生産者と流通団体が更なる連携を図り、市場等から密漁品を積極的に排除するようなより高い意識を持つことと、「密漁もの」の流通に対する監視体制を強化することが必要です。</p> <p>つきましては、水産資源に悪影響を及ぼしている密漁を防止すること及び沿岸漁場の漁業秩序を維持するため、次の措置を講じられるよう要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 違法操業の取締強化等</p> <p>①組織化及び広域化する潜水器密漁やシラスウナギを始めとする密漁全般に対処するため、定期的な連絡会議の開催や都道府県との情報交換などにより、海上保安庁及び水産庁を核とした取締り体制の一層の強化を図り、警察庁とも引き続き協力・連携体制を維持しつつ、実効性のある組織横断的な取締りを実施すること。 内容変更</p> <p>②また、漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。 新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産庁としては、海上保安庁と連携した漁業取締りを行うため、定期的に連絡会議を開催しているところである。 継続</p> <p>2 現場レベルにおいては、各海域を管轄する水産庁漁業取締本部支部(漁業調整事務所)と管区海上保安本部が地方ブロック会議を開催し、重点海域での連携取締、情報の相互提供等を行い、各海域で違法操業の取締りに対応しているところ。特に潜水器密漁が複数県を跨ぎ多発している地域の支部では、地方ブロック会議とは別に、関係管区海上保安本部のほか関係県の取締担当者による潜水器密漁対策会議を開催するなど、連携を図っているところである。 継続</p> <p>3 今後とも、警察庁も含めた関係取締機関との協力・連携を密にして違法操業の実効ある取締りを実施してまいりたい。 継続</p> <p>4 また、昨年10月にコロナ禍により中止を余儀なくされていた「令和4年度漁業監督公務員研修会」を3年振りに開催し、法務省、警察庁、海上保安庁の講義等による取締能力の向上及び連携強化に努めたところであり、今年度においても漁業監督吏員の資質向上のため、WEB会議を併用した開催を予定している。 新規</p> <p>【海上保安庁】①に対する回答</p> <p>海上保安庁では、各管区海上保安本部・海上保安部署において、警察等の関係機関、自治体、地元漁協等と緊密に連携・協力しつつ、悪質な密漁事犯の摘発に重点を置き、厳正な監視・取締りを行っております。</p> <p>今後も組織化、広域化する密漁事犯に対し、関係機関との連携強化に努め、対応してまいります。 内容変更</p>

2	<p>2 「密漁もの」の流通防止</p> <p>①市場関係者や小売店などの流通業界に対し、いわゆる「密漁もの」の水産物を市場等から主体的に排除するようより高い意識を持つよう引き続き積極的な指導・啓発活動を行うこと。</p> <p>②違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。</p> <p>③水産流通適正化法について、漁業者及び流通関係者へ制度をわかりやすく周知するとともに、電子システムの導入・改修により事業内容を見直すなど、現場の負担をより一層軽減するための措置を講じること。</p> <p>④シラスウナギについては県域を越えて広く流通されるため、国主導による流通の透明化を推進すること。</p> <p style="text-align: center;">①③④継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 沿岸域における近年の組織的かつ悪質な密漁の発生状況を踏まえ、令和2年12月に施行された漁業法改正において、当該密漁の対象となっているナマコ、アワビ、シラスウナギを特定水産動植物に指定し、違法に採捕した者や違法と知って流通させた場合の罰則を新設し、懲役3年、罰金3,000万円とするなど、罰則を大幅に強化したところである。 継続</p> <p>2 なお、都道府県への交付金により、</p> <p>① 悪質化、広域化する密漁を防止するため、関係者による協議会や密漁監視のための指導講習会の開催</p> <p>② メディアの活用や看板設置等による普及啓発</p> <p>③ 監視活動に必要な暗視カメラやドローン等の資機材の導入費等の密漁監視施設の整備を支援することができることとなっているので、御活用願いたい。 継続</p> <p>3 また、令和4年12月には、違法に採捕された特定の水産動植物の流入防止等を目的とする「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」(水産流通適正化法)が施行されたところ。 内容変更</p> <p>4 流通段階における監視については、水産流通適正化法に基づき、特定第一種水産動植物に指定されているアワビ、ナマコの取扱事業者のうち、事業区域が複数県に及ぶ広域事業者については、国の職員が同法の遵守状況を確認し、違反の疑義がある場合には随時立入検査を行っているところですが、引き続き、密漁品の流通を防止するため、都道府県とも連携しながらしっかりと取り組んでいきたい。 (事業区域が一の都道府県の区域内のみの事業者は都道府県が監視) 新規</p> <p>5 同法の施行に当たり、制度運用の詳細に係る各種通知の発出やマニュアルの作成を丁寧に行ったほか、国内の関係者に対して、説明会を多数開催する等の周知・普及を行ったところ。同法施行後も個々の事業者等からの問い合わせ等に個別に対応しているところであり、引き続き丁寧に対応してまいりたい。 新規</p> <p>6 さらに、関係する漁協等が漁獲番号等を迅速かつ正確・簡便に伝達することを可能とするための電子システムの導入等の取組を支援しており、是非ご活用いただきたい。 内容変更</p> <p>7 なお、シラスウナギへの水産流通適正化法の適用については、知事許可漁業の導入を踏まえた流通実態の変化の状況も考慮する必要があることから、令和7年12月からとしている。 水産庁は水産流通適正化制度を確実に現場実装するため、現場実態に応じたトレーサビリティの仕組みを導入する具体策を特定するため2022年には「ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ導入評価プロジェクト」に取り組み、トレーサビリティ専門機関、うなぎ関係団体、経営工学領域の学識者、地域行政・事業者の協力を得て複雑多様なシラスウナギ流通の経路、慣行、事業者の役割や機能の共通項を洗い出し、技術と価値がバランスしたQRコード×モバイルを技術的中核とするトレーサビリティモデルを概念設計したところ。 今後、概念設計されたモデルを踏まえ全国で活用できるシステム開発を進め、令和7年度にそのシステム運用を開始する予定としている。 内容変更</p> <p>8 今後とも、流通業界も含め関係者が密接に連携し、情報共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことで、総合的な密漁対策を推進してまいりたい。 継続</p> <p>【参考】密漁対策のための罰則強化の概要(令和2年12月1日施行) (新設)特定水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品流通の罪 懲役3年／罰金3,000万円 無許可漁業等の罪 懲役3年／罰金200万 ⇒懲役3年／罰金300万円 漁業権侵害の罪 罰金20万円 ⇒ 罰金100万円</p>
---	--	--

Ⅲ 太平洋クロマグロの資源管理について

R5年度要望趣旨	
<p>太平洋クロマグロについては、国際会議の取り決めに基づいて、厳格な漁獲可能量管理が行われています。漁業者は、クロマグロの資源管理の重要性を理解して漁獲管理を実践しているものの、沿岸域への来遊量が増加する中、突発的な漁獲が生じたり、これまで来遊がまれであった海域で漁獲されるなど、さまざまな課題等が発生し、混乱が生じています。クロマグロの年間漁獲量及び金額が、全体の数パーセントとごく僅かしかいない定置網や延縄漁業等において漁獲抑制のため、網起しの回数を減らすなどの休漁や放流作業等の実施、場合によっては操業を中止せざるを得ない状況となっており、漁業者の経営の悪化、産地魚市場への水揚げ減少、これに伴う地域水産加工業者への原魚供給の減少など、関連産業を含む地域経済への影響も懸念されています。</p> <p>また、遊漁者については、大型魚採捕の報告を徹底、迅速化し、実態を適確に把握した上で、国全体の資源管理に影響が及ばないよう強く指導していく必要があります。</p> <p>つきましては、漁業者が将来にわたリクロマグロ資源を持続的に利用し、漁業経営の維持・安定が図られるよう、次の事項について要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 クロマグロ資源の適正利用 ①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 北太平洋マグロ類国際科学小委員会(ISC)によると、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の決定事項である暫定回復目標(親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復)を既に達成し、次期回復目標(漁獲がない場合の資源量の20%(約13万トン)まで回復)も令和5年に達成見込みであることなどを踏まえ、WCPFCにおいて、更なる漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。その際には近年の来遊状況の変化にも配慮した配分とすること。</p> <p>また、令和3年4月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう引き続き措置すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 ご指摘のとおり、太平洋クロマグロの資源は順調に回復しており、次回の太平洋クロマグロの資源評価が行われる2024年に、最新の資源状況に見合った措置の更新ができるよう、努力していきたい。 新規</p> <p>2 一方で、日本国内で違法な未報告漁獲の事案が発生し、諸外国にも広く知られた状況であることから、再発防止や管理の強化が不可欠であり、関係者のご協力をお願いしたい。 新規</p> <p>3 国内配分については、大型魚の15%増枠を踏まえ、水産政策審議会でとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠からの配分を含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。 新規</p> <p>4 将来、増枠が実現した際にも、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら配分方法を検討してまいりたい。 新規</p> <p>5 なお、広域漁業調整委員指示に基づく沿岸くろまぐろ漁業の承認については、原則として、継続承認と承継の申請以外は有効期間中の承認は認めてこなかったが、削減したため承認隻数がゼロとなり、漁業実態がなくなっている県が生じていること等を踏まえ、令和2年5月に我が国全体で400を上限として新規の申請を承認できる規定を設けた結果、令和4年度末までに合計30件を新規に承認したところ。今後については、増枠など国際的な状況を踏まえつつ、適切な管理のあり方を含め検討してまいりたい。 内容変更</p>

<p>1② 1 クロマグロ資源の適正利用 ②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 ア 漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、今以上に大臣許可漁業と沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みの確立や県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。 イ また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。 ウ <u>大臣許可漁業に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地先海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう強く指導すること。</u> エ 資源管理の推進にあたっては、定置漁業など魚種を選択した採捕が困難であり、クロマグロ以外の魚種も含む水揚げの減少も懸念されるなど沿岸漁業者が将来の漁業経営に不安を抱かないよう十分な説明を行うとともに瀬戸内海等の新たな来遊海域における資源調査を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 2023年漁期のクロマグロの漁獲枠の配分については、水産政策審議会がとりまとめた「配分の考え方」に従い、国の留保枠から配分したのもを含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。特に大型魚の配分にあたっては、都道府県に対し、2015年～2021年の7か年の最大漁獲量等を勘案して、国の留保から追加配分を行っている。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行ってまいりる所存。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 なお、産卵親魚の漁獲規制については、「くろまぐる部会」のとりまとめでも、 ① ISC(北太平洋まぐる類国際科学小委員会)では、親魚量と加入量の間には明確な関係が見られていないことから、産卵期の漁獲を特別に区別せずに資源評価及び将来予測を実施しており、これに基づくWCPFCの資源管理措置も産卵期の漁獲を区別していない。 ② そのため、科学的には親魚の漁獲を控える場合、産卵期かどうかは重要ではなく、小型魚の漁獲を規制する方が将来の親魚資源回復に大きく貢献するものとされている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 また、令和4管理年度大中型まき網の小型魚については、300トン大型魚に振り替えることにより前年よりも更に削減し、WCPFCの基準年の平均漁獲実績の4分の1にまで減少させている。 一方で、「多数の沿岸漁業者が産卵期操業規制の必要性を訴えている現状を踏まえ、この問題への丁寧な説明に努めていくべきである。」とも示されており、資源管理の推進にあたっては今後とも資源評価に必要な調査を継続するとともに、沿岸漁業者のご理解が得られるよう、丁寧な説明を行ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>5 <u>大臣許可漁業者との漁場競合について、沿岸漁業者とのトラブル回避のために必要な場合には業界団体を通じて周知するので、周知すべきルールがあれば、情報提供いただきたい。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p>
---	--

<p>1③</p>	<p>1 クロマグロ資源の適正利用 ③沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について ア 広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会をまたぐ承継承認(廃止見合新規)のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。 イ 大臣届出漁業である「沿岸くろまぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理(属人管理)ではなく、大臣管理として国で管理すること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】 1 沿岸くろまぐろ漁業については指示の期間を2年間とし、2年毎に指示内容を検討した上で新たな指示を発出しているところ。ご指摘の制度のあり方を含め、クロマグロの適切な資源管理が図られるよう、引き続き検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業の大臣許可を有する者が対象となっている。ご要望にある沿岸くろまぐろはえ縄漁業者によるクロマグロの漁獲は少ないと承知しており、まずは各県において管理手法の検討をしていただきたいが、知事管理上支障があるような操業をする沿岸くろまぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別にご相談いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
<p>2①</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ①漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法の提示等 定置網における漁獲制限の具体的調整案をはじめ漁業種類ごとの特性に配慮した具体的な管理手法を示すこと。また、定置網におけるやむを得ない混獲による積み上がりに対応するため、県への配分とは別に全国枠の確保やより機動的な枠の融通などの仕組みを確立すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 2023年漁期(令和5管理年度)におけるくろまぐろ大型魚の配分にあたっては、定置網漁業などの沿岸漁業に対しては、2015年～2021年の7か年の最大漁獲実績に応じて、国が留保している数量から追加配分を行うとともに、配分量が少ない都道府県については、混獲管理のために一定の数量を当初に上乗せ配分するなど、沿岸漁業に対して配慮した配分を行った。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、季節や地域ごとの偏りが大きいくろまぐろの来遊に即して、都道府県間等での漁獲枠の融通を実施しているところであり、引き続き、積極的に融通を促進し、沿岸漁業が漁獲枠を有効に活用できるよう努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 我が国の漁獲枠を守るためには管理の徹底が必要であり、効果的な管理方法について、漁業の実態や関係者の御意見を踏まえながら引き続き検討を進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>2② 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設</p> <p>ア 定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、まぐろはえ縄や一本釣り漁業についても同様に漁具改良の支援を行うこと。</p> <p>イ 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じるほか、<u>混獲回避機器の導入や放流活動への支援に係る事業を拡充し、支援条件の緩和及び導入できる漁具、行える作業等の対象範囲の拡大を図ること。混獲回避のための休漁支援においては、十分な予算を確保するとともに、各地域の実情に応じた支援がなされるよう発動条件を緩和すること。</u></p> <p>また、上記事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</p> <p>ウ <u>数量管理に当たり、やむを得ず放流した個体がへい死した場合、クロマグロの資源管理の取組について海上保安部と情報共有し理解を得ること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成29年度から令和2年度まで「太平洋クロマグロ漁獲抑制対策支援事業」によって、定置網におけるクロマグロの漁獲抑制に取り組むための技術開発を実施したところである。 継続</p> <p>2 また、平成29年度補正予算において、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入や放流活動への支援を措置し、さらに平成30年度補正予算において、従来の「定置網漁業のみ」から「一定の条件を満たした漁船漁業」にも対象範囲を拡大するなどの措置を取ったところである。さらに、令和5年度事業からは、機器等の導入に対する支援の上限額を2倍に引き上げたところ。また、平成31年当初予算において、クロマグロの混獲回避のための休漁への支援を措置したところである。 継続</p> <p>3 予算の執行においては、精算に必要な書類が提出された後、可能な範囲で迅速に手続きを行ってきており、今後とも早期の支払いに努めてまいりたい。また、厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、引き続き必要な予算の確保に努めるとともに、必要な事項についての関係省庁との情報共有を図ってまいりたい。 継続</p> <p>削除</p> <p>令和3年度からは「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、定置網漁業等における混獲の防止や、魚種選択性を向上させる技術開発を進めているところである。</p>
---	--

<p>2③</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする(下げ止め)措置等を引き続き実施するとともに、漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策(強度資源管理タイプ)の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。 漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 漁業収入安定対策事業においては、太平洋クロマグロについて、積立ぶらすの払戻判定金額が下がらないよう特例措置(下げ止め)を実施しており、その対象については、平成30年6月以降、20トン未満漁船の漁船漁業にも拡大したところである。 継続</p> <p>2 一方、漁獲・放流実績のない漁業者に対しても同措置が適用される事例が多く見受けられたことから、真に資源管理措置の影響を受ける漁業者に対する措置となるよう、令和2年度より漁獲・放流実績等のある漁業者に限り適用する運用改善を図ったところである。今後ともWCPFCにおける議論や資源管理への取組状況等を踏まえて同措置の適切な実施に努めてまいりたい。 継続</p> <p>3 また、同事業においては平成23年以降、積立ぶらすに加入することで漁業共済掛金について、漁業災害補償法に基づく法定補助を除く自己負担分の2分の1を追加補助しており、これにより掛金の概ね7割程度を支援している。 継続</p> <p>4 漁業収入安定対策事業については、漁業者が安心して漁業を継続できるよう、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたい。 なお、制度の在り方については、令和4年3月に閣議決定された新たな水産基本計画に即して、新型コロナウイルス感染症の影響や漁獲量の動向等の漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、引き続き検討を進めていく考え。 継続</p> <p>6 産地魚市場や水産加工業者等の中小企業者については、一時的に売上高や利益が減少した場合に、中小企業庁のセーフティーネット保証により資金繰りの支援を受けられることとされているため、積極的にご活用いただきたい。 また、水産加工業者等については、漁獲量が減少し入手困難な魚種から漁獲量が豊富な魚種等新たな魚種に加工原料を転換する場合、転換取組に必要な機器の導入等に対する支援を行っているところ。 5番がない部分も含め、継続</p>
<p>2④</p>	<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置 ④漁獲状況を把握するシステム構築 漁獲報告について現場での事務負担の軽減を図るため、漁獲状況がリアルタイムで把握できるシステムを早急に構築すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 漁獲報告については、漁協や産地市場から水揚げ情報を電子的に収集する体制を構築するとともに、大臣許可漁業における漁獲報告の電子化を現場に実装することとしており、こうした環境整備を進めつつ、できる限り簡便な方法による報告を可能とするよう進めていくこととしている。 継続</p> <p>2 なお、これらのうち水揚げ情報については、2023年度までに主要な産地市場・漁協を中心に400箇所以上を目途に収集体制を構築することを目指しているが、2022年度末において目標を上回る500箇所以上で体制整備が完了し、今後、情報収集を進めていくこととしている。 内容変更</p>
<p>3</p>	<p>3 遊漁者等の操業自粛措置 広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁者及び遊漁船業者への採捕規制の実行性を高めるため、国際的なくろまぐろの資源管理の経緯や国内漁業者の取組み状況について、遊漁者の理解が深まるよう丁寧な説明を行い周知を徹底すること。 また、遊漁者による大型魚採捕については、採捕禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数量の報告を徹底させるよう、強く指導すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】 1 クロマグロ資源管理の経緯や国内漁業者の取組み、あるいは広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるクロマグロの採捕規制措置の内容については、水産庁ホームページ、ポスターなどの他、釣り関係団体や釣り関係メディアなどの協力を得ながら、あらゆる手段を用いて周知を図っているところである。 内容変更</p> <p>2 また、報告については、今年度から、陸揚げ後10日から5日に短縮し、迅速な報告を求めていることに加え、水産庁ホームページで最新の採捕量を随時更新し、採捕停止の際は、都道府県や釣り関係団体を通じて遊漁者への周知徹底を行っている。 新規</p> <p>3 更に、都道府県や海上保安庁とも連携し、疑義情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文書を発出するとともに当該情報を水産庁ホームページやSNSで公表しているところである。 新規</p> <p>4 クロマグロ資源管理の必要性や採捕規制の内容が遊漁者や遊漁船業者に正しく理解されるよう、引き続き情報発信の方法を工夫するなど周知徹底を図ってまいりたい。 新規</p>

IV 沿岸資源の適正な利用について

R5年度要望趣旨	
<p>水産基本法の基本理念に掲げられた水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のためには、資源の適切な管理と利用を行うことが不可欠であり、沿岸漁業者は栽培漁業や資源管理型漁業の推進に一丸となって取り組んでいます。</p> <p>一方で、広域に回遊するブリ、クロマグロ、マサバ、スルメイカ等、沿岸漁業にとって重要な資源の多くが大中型まき網漁業等の沖合(大臣許可)漁業の漁獲対象でもあることから、両者間の漁場や資源の利用の競合をめぐる争いが恒常化しています。解決のための協議が持たれていますが、大量漁獲や違反操業の疑いなど沿岸漁業者の懸念が十分に払拭されない状況が続いています。さらに、北太平洋の公海でのサンマやマサバについては、令和3年2月に北太平洋漁業委員会(NPFC)で、令和3年と令和4年の資源管理措置は、現行の漁獲枠を40%削減することで合意されたものの、この漁獲枠であっても近年の漁獲実績を上回る数量であり、引き続き外国漁船によって大量に漁獲され、我が国漁業への悪影響が懸念されます。</p> <p>クロマグロ漁業では、平成30年からTAC法に基づく漁獲可能量管理が開始されていますが、クロマグロの漁獲制限により、大中型まき網漁業等の漁獲対象が、マダイやブリなど他の魚種に移ることになれば、沿岸の漁業資源に今以上の影響が生じるのではないかと不安も募っています。</p> <p>つきましては、漁業者が永年にわたり守り育ててきた資源が、今後も持続的かつ公平に利用できるよう、次の事項について要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 沿岸漁業と沖合(大臣許可)漁業の調整</p> <p>①沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄のため、コロナ禍においても感染症対策を十分に講じたうえで、引き続き話し合いの場を主催し、円滑な合意形成に向けた積極的な調整を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産資源の持続的利用に向けて、適切な資源管理のためには、その資源を利用している全ての漁業種類について、その漁業の特性に応じた資源管理措置を講ずることが大切であり、そのためには関係漁業者間の話し合いを通じて、資源の合理的な利用を図り、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図っていくことが重要であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 これまで新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、各都道府県の実情や感染状況に注視し、会議等のリモート開催や必要最小限の人数に限定して話し合いを行ってきたが、本年5月に同方針が廃止されたことに伴い、今後は一般的な感染症防止対策を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
<p>1② 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>②沖合漁業に対し、競合している沿岸漁業者が自主的に進めている資源管理措置への参画及び遵守を指導するとともに、沿岸漁業者にとって重要度が高い天然礁や人工礁の周辺海域における操業禁止(自粛)区域の拡大や禁漁期間の拡大など、沿岸漁業者の意向を踏まえた大臣許可の見直しを進め、調整が整ったものについては随時操業の条件として内容を盛り込むこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 一方的な沖合漁業に対する規制強化は困難であるが、水産庁としては、引き続き、沿岸漁業と沖合漁業の共存共栄を図るべく当事者間における話し合いの斡旋、立会いを行い、漁業者間の協議が十分に行われるよう対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 また、許可の見直しに当たっては、関係漁業者の意向も踏まえつつ、適切に対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

1③	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>③カツオやスルメイカでは、大中型まき網漁業等の沖合漁業と沿岸漁業との間で漁場競合等が生じているため、沿岸漁業の操業を維持できるよう資源利用並びに操業調整の取組を進めること。また、沖合漁業によるスルメイカ漁獲管理については漁獲の集中により沿岸漁業の資源利用に悪影響を与えないように、TAC管理等の資源管理を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 水産物の安定供給を確保するためには、資源の適切な利用・管理を基本として、沿岸漁業、沖合漁業ともにその共存共栄を図っていくことが重要である</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、その内容に応じ、利害が相反する当事者が十分な話し合いを行うことにより操業ルールを定め、解決を図ることが重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業等の沖合漁業において漁獲対象魚種を一方向的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、八戸沖のスルメイカの操業では、水産庁の立ち合いの下で大中型まき網漁業と沿岸いか釣り漁業との間で、毎年操業ルールを協議し安定的な操業に務めているといった事例もあり、要望があればその他の魚種や地域についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
1④	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>④レジームシフトや地球温暖化など海洋環境の変化・変動に対応した研究を推進し、効率的な資源管理と適切な操業調整を行い、漁獲効率の大きい沖合漁業については漁獲対象魚種の拡大を抑制するとともに、ブリ、マダイなどの重要魚種については未成魚や産卵親魚の大量漁獲を規制するなど、水産資源の適正な管理と持続的利用を図るため必要な措置を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 適切な資源管理のため、その科学的基礎となる資源評価の高度化が不可欠である。資源調査や海洋観測等により、データを収集するとともに、海洋環境の変化・変動が主要な魚種の資源変動に与える影響の分析に努めているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 新たな資源管理においては、資源評価結果に基づき、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 なお、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業において漁獲対象魚種を一方向的に制限するような規制を行うことは困難であるが、例えば、日本海におけるブリの漁獲については、資源の有効活用を図るために、水産庁立ち合いの下で、定置網漁業者と大中型まき網漁業者の間で定期的に意見交換を行っているところであり、要望等があればその他の魚種についても沖合・沿岸の話し合いの場を設けてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
1⑤	<p>1 沿岸漁業と沖合漁業の調整</p> <p>⑤いわゆる「もうかる漁業」など漁船トン数の増加や操業方法の変更を伴う新たな取組の導入に当たっては、資源や漁場について沿岸漁業との競合が想定される。また、今後「IQの導入などの条件の整った漁業種類はトン数制限を撤廃する」方針が示されており、沿岸漁業と競合する漁場については漁場制限などの規制を行うなど、適正な資源及び漁場利用が図られるように沿岸漁業者と十分な調整を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 漁船の大型化については、生産コストの削減や居住性・安全性・作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 漁業構造改革総合対策事業(もうかる漁業創設支援事業)において、収益性の向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法の実証のために漁船を大型化する取組への支援を行っており、これまでも、適切な資源管理措置を講ずることにより資源の悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 改正漁業法では、漁獲量の相当部分に漁獲割当(IQ)が導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしているが、操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧調整しつつ適切に進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>2①</p> <p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>①安定的な再生産に必要な産卵親魚量の確保に向けた適正な数値目標を設定するとともに、関係漁業者による休漁などの資源管理計画が確実に履行されるよう、引き続き指導すること。また、漁獲強度が強くマサバを多獲する大中型まき網漁業に対して、引き続き未成魚を中心とした資源管理の取り組みを一層、強力に指導するとともに、我が国の排他的経済水域内におけるロシア漁船の操業状況を注視すること。</p> <p>また、マサバ太平洋系群の主産卵場である伊豆諸島近海海域において、産卵親魚に対して過剰な漁獲圧がかかることのないよう関係漁業者に指導すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群については、新漁業法の施行に先駆け、令和2年7月から、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とする新たな資源管理を開始し、令和3管理年度からは、新漁業法に基づく資源管理基本方針に沿って、数量管理と漁業者の自主的な取組を組み合わせ管理を実施しているところであり、引き続き適切な資源管理を行ってまいりたい。</p> <p>2 なお、我が国200海里水域におけるロシア漁船の操業については、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果及び資源管理措置も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定するとともに、漁獲量等の監視・取締りを実施しているところであり、引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。</p> <p>3 また、伊豆諸島近海海域においては、沖合・沿岸を含め複数の漁業が同資源を利用しているが、数量管理を基本としつつ、漁場利用においても、地域の各漁業の実態を踏まえ、漁業調整と適切な資源管理が両立するよう、関係漁業者に対し指導してまいりたい。</p>	<p>内容変更</p> <p>継続</p> <p>新規</p>
<p>2②</p> <p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>②目標管理基準値は、レジームシフトや地球温暖化などの海洋環境の変化・変動も加えることにより、より科学的根拠に基づく基準値を設定し、資源管理を行うこと。また、漁獲管理については、漁獲量だけでなく、漁獲サイズにも焦点を当てること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 マサバ太平洋系群の目標管理基準値は、現在利用可能な最善の科学情報である資源評価に基づき、設定されているものである。</p> <p>2 これまでも、水温や海流等の海洋環境が資源に与える影響についても資源調査の一環として調査しており、資源評価にあたっては、利用可能な外国漁船の漁獲や漁獲以外の海洋環境の影響を考慮するとともに、漁獲サイズを考慮した資源評価・管理などについても検討しているところである。</p> <p>3 引き続き、海洋環境の変化を考慮した上で資源評価を行い、様々な想定の下で、漁獲が資源に与える影響を見定めながら、資源管理措置の具体的内容を定めていくこととしている。</p> <p>4 また資源評価においては、現在の漁獲組成を踏まえた管理基準値の提案や将来予測がなされており、これに基づく資源管理を実施しているところである。</p> <p>5 なお、今後の資源評価において、海洋環境や資源の利用実態がこれまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>
<p>2③</p> <p>2 マサバ太平洋系群の適正利用</p> <p>③漁獲管理には漁業者等の関係者の理解が不可欠であることから、管理手法を分かりやすく丁寧に説明すること。また、漁獲量抑制に当たっては、その減収分全額の補償を行なう等、経営を維持するための対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新たな資源管理システムの構築に当たっては、当事者である漁業者をはじめとした関係者の理解が重要と考えており、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、これまでどおり、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、しっかり漁業者の理解と協力を得た上で、進めてまいりたい。</p> <p>2 資源管理は、適切な水準に資源を回復・維持することにより、中長期的に漁獲してもいい量を増やして、漁業者の所得を向上させるために実施するものである。</p> <p>3 こうした目標を目指す過程で一時的な減収が生じるような場合には、適切に資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p>	<p>継続</p> <p>継続</p> <p>継続</p>

3	<p>3 カツオ資源の適正利用 近年の来遊量の減少について、大きな原因と想定される赤道海域における大型まき網漁業による大量漁獲との因果関係を究明するとともに、漁獲努力量の大幅削減など、資源の保存管理措置について国際的な働きかけを進め、実効性の高い資源管理を推進する体制の構築と取り組みによりカツオ資源量の増大を図り日本沿岸への来遊量を増加させること。 また、漁場競合が生じている大中型まき網漁業やカツオ一本釣り漁業等の大臣許可漁業と沿岸曳網漁業との資源利用及び操業調整の対策や取組を推進すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国沿岸へのカツオの来遊量の回復に向けて、科学的な知見に基づき、実効性のある国際的な資源管理の実施が必要との認識については、水産庁も共有している。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 昨年のWCPFCで採択された管理方式は、親魚量が一定の水準を下回った場合に、漁獲努力量や漁獲量の水準を減らす手続きを定めた。今年には保存管理措置の見直しが行われるところ、まずは管理方式が、実際の管理に適切に反映されるよう取り組んでいくことが重要と考えている。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 また、近年の来遊量の減少と、赤道海域における大型まき網漁業の漁獲の関係について、我が国の主張の科学的根拠を強化するために、カツオの来遊経路に関する調査も継続している。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>4 なお、水産庁としては、漁場や資源の利用を巡って生じる漁業調整問題については、地域の漁業実態や要望等を踏まえつつ、必要に応じて立会い、調整等を行うことで双方による協議が十分に行われるよう指導してきたところであり、今後もこうした取組を継続してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
4	<p>4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用 外国漁船による公海でのサンマやマサバの大量漁獲が、我が国周辺海域への資源来遊に及ぼす影響と海洋環境の変化を科学的に評価し、資源評価の精度の向上を図るとともに、漁獲上限や国別漁獲枠の設定など、実効ある国際的な資源管理措置に基づく秩序ある操業が早期に実行されるよう、我が国の主導により強力に推進し、日本沿岸への来遊量を増加させること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p><科学的評価の実施></p> <p>1 外国漁船による公海でのサンマやマサバの漁獲及び海洋環境の変化が資源に与える影響を把握するために、公海漁場での調査船調査や人工衛星を活用した外国漁船の動向把握等を実施してきたところである。今後もこれら調査・研究を進めるとともに、資源評価の精度向上を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p><国際的な資源管理の推進></p> <p>2 また、北太平洋におけるサンマ、マサバ等の資源を持続的に利用するため、2015年に我が国の主導によりNPFC(北太平洋漁業委員会)を設立し、国際的な資源管理の議論を進めている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 サンマについては、本年3月に開催されたNPFC年次会合において、2023年及び2024年の措置として、公海における漁獲可能量(TAC)を19万8千トンから15万トンに削減し、国別漁獲上限についても2018年の実績から55%削減する等の措置が合意されたところ。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>4 マサバについても、NPFCにおいて、マサバを漁獲する漁船の許可隻数の増加を禁止する等の措置が導入されているところであるが、数量管理の実施に向けて資源評価の作業が進められているところ。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>5 サンマやサバ等の資源管理の充実のため、来年4月の次回年次会合に向けて、引き続き関係国・地域に積極的に働きかけを行っていく所存。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>

5①	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>①大中小型まき網漁船に対する実効性の高い指導及び取締の強化のため、本船だけでなく灯船等(付属船)へのVMS設置を義務づけるとともに、設置情報を公表し、航海中にその作動が停止した場合は、水産庁による指導取締りを強化し、関係沿岸都道府県の関係機関にその結果を公表すること。</p> <p>なお、VMS航跡情報の運用・活用については、<u>国及び都道府県における意見交換や検討会の場も設け、当初の設置目的にとらわれることなく、水産資源の適切な管理、漁業秩序の確立等のため、許可条件とするなど改善を図ること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 VMS設置及び常時作動については、<u>漁業法第52条第2項に基づき、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、当該許可を受けた船舶を対象として命ずることができることとされている。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 他方、<u>同規定にて命令の対象とされていない大中小型まき網漁業の火船等へのVMS設置については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」についての処理方針において、漁業秩序の確立等のため必要と認める場合にはVMS設置等を義務付けるとしたところであり、引き続き当該処理方針の考え方に則り、個々の事案に応じ適切に運用していく考えである。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 火船等への設置情報の公表については、個々の不利益処分の内容であり、また、VMS作動停止による水産庁の指導取締りの結果の公表については、個別具体的な取締情報であることから、対応することは困難である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
5②	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>②VMSを有効に活用した違反操業の抑止に努めるとともに、禁止区域での水中集魚灯の使用などVMSだけでは対応できない違反についても漁業取締船などによる監視、取締を強化し、違反者に対する行政処分は、迅速厳正に行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 <u>大臣許可漁業(法改正前の指定漁業)</u>については、平成29年「指定漁業の許可等の一斉更新」の処理方針において、一斉更新後の許可期間中(令和4年中)に、原則として全許可船への「衛星船位測定送信機(VMS)」の設置・常時作動等を義務付けるとしたところであり、<u>引き続き当該処理方針の考え方に則り、VMSを有効に活用し、違法操業の抑止に努めていく所存である。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 禁止区域内での水中集魚灯の使用など、VMSでは対応できない違反については、取締方法を工夫するなどして対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 違反者に対する行政処分については、事情聴取や聴聞手続き等所定の手続きを踏んだうえで、迅速に行うよう努めているとともに、違反の内容毎に「漁業関係法令等の違反に対する農林水産大臣の処分基準等」に基づき厳正に対処している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
5③	<p>5 沖合漁業の操業秩序の確立</p> <p>③AIS利用の普及に努めるとともに、<u>AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 AIS利用の普及については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置漁船に対する漁船保険料の助成 ・高齢漁業者等を対象に衝突事故防止に資するAISの導入支援 ・スマートフォンを活用したAISアプリの利用促進 <p>等の取組を実施しているところ。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 <u>また、国土交通省を始め関係各省と連携したパンフレットの作成や、全国漁船安全操業推進月間における周知啓発キャンペーンの実施等、事故防止・安全航行の指導に努めているところ。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>3 これらの取組を通じ、引き続き関係省庁と連携しながら、漁船の安全対策に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>AISの設置が義務付けられている漁船については、船員法体系において、操業中を除き、常時作動させることを船長に義務付けており、引き続き、航行中のAISの作動が徹底されるよう周知等を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

V 漁業法改正後の制度運用について

R5年度要望趣旨	
<p>70年ぶりに改正された漁業法が令和2年12月1日から施行されました。改正漁業法のもとでは、TAC魚種の拡大やI/Qが導入されますが、これらの管理手法については、科学的根拠に基づく精度の高い資源評価が必要となります。また対象魚種の中には、すでに漁業者が厳しい自主管理に取り組んでいる魚種も含まれ、漁業者はこうした漁業現場の実情が配慮されず、十分な説明もないまま漁獲量管理が導入されることによる減収への不安を抱えています。</p> <p>また、漁業権については、法定の免許の優先順位が廃止されたことで、次回の漁業権切替では事務上の混乱が生じる懸念があります。</p> <p>つきましては、漁業法改正後の制度運用について、次のとおり要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について</p> <p>改正漁業法の施行後、沿岸各地において漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国は、課題解決のための適切な指導・助言を迅速に行うこと。</p> <p>また、そのためのシステムの構築と運営について、現場の負担を軽減するための技術的・予算的支援を十分に行うこと。特に許可漁業に係る「資源管理の状況等の報告」の円滑な報告体制の構築については、整備が十分に進んでいないため、令和4年度以降も漁獲情報デジタル化推進事業を継続するための必要な予算を確保し、漁獲情報のデジタル化の推進を支援すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、改正漁業法の円滑な運用のため、各地域において漁業協同組合や漁業者等の関係者に対する説明会等を実施してきたところである。 継続</p> <p>2 今後とも説明会の開催や動画配信などにより周知を図るとともに、必要な指導・助言を行ってまいります。 継続</p> <p>3 また、漁業法に基づく各種の申請や漁獲報告については、関係者の負担が少しでも軽減されるよう、システムを構築したところである。</p> <p>特に、目標であった4年度までに400箇所以上の漁協等から水揚げ情報を収集できる体制整備について、都道府県等のご尽力により、ほぼ全ての都道府県で必要な取組が完了したと伺っているところ。取組が残っている一部の県については個別に他の補助金等の活用も含め相談に対応しており、その他の県においても必要に応じてご相談されたい。 内容変更</p>
<p>2① 2 新制度の円滑な運用について</p> <p>①新たな制度の円滑な運用に当たっては、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、国は適切に指導・助言を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、改正漁業法を円滑に運用するため、定期的に都道府県会議を開催し、都道府県担当者の理解を深めるとともに、必要な意見交換を行ってきたところである。 継続</p> <p>2 円滑な制度運用に向けては、都道府県の理解と協力が不可欠であることから、今後とも必要な意見交換等を適切に実施するとともに、様々な課題に対して、必要な指導・助言を行ってまいります。 継続</p>
<p>2② 2 新制度の円滑な運用について</p> <p>②改正法の下で行う次の漁業権切替は、法定の免許の優先順位が廃止されて初めての切替となることから、この手続きが円滑に行われるよう、国は都道府県に対して適切に指導・助言を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまでも、漁業権の切替え時期においては、漁場計画の樹立や免許にあたっての留意事項等をまとめたうえで、都道府県に対して地方自治法に基づく技術的助言を行ってきたところである。 継続</p> <p>2 今般の漁業権の切替えにあたっては、手続の円滑な実施のため、令和4年4月に技術的助言を行ったところである。 継続</p> <p>3 切替えに向けた課題等があれば、都道府県の担当者にお問い合わせいただくとともに、必要に応じて水産庁にも情報提供されたい。 継続</p>

3①	<p>3 新たな資源管理措置等について</p> <p>①新たな資源管理の検討に当たっては、TACのみを前提とすることなく、漁業者が実施している資源管理の妥当性や効果を的確に評価した上で、当該管理手法が十分効果を発揮している魚種については、現状の自主的な資源管理で対応するよう配慮すること。また、ロードマップ等に示されているスケジュールに固執することなく、対象魚種ごとに最善の科学技術を用いて生態解明や資源量・再生産の分析・評価を行い、資源量推定のための十分な情報と精度が得られていない魚種や、数量管理が困難又は適さないと判断される魚種については、数量管理を行わないこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 改正漁業法に基づく新たな資源管理システムにおいては、持続的に生産可能な最大の漁獲量(MSY)の達成を目標とし、TACによる管理を基本とすることとしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 漁業者により行われている自主的管理は、地域の実態に応じて様々な取組みが行われているなど、重要なものであり、<u>今後は法に基づく資源管理協定として、数量管理との組み合わせにより、より効果的な資源管理措置としていくこととしている。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 また、現時点で利用可能な最善の科学情報を踏まえ、系群毎に資源評価を実施しており、この結果に基づき資源管理を行っているところであり、新たなTAC魚種の拡大に当たっては、資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の場において、水産資源ごとに実態に応じた管理の方法を議論・検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
3②	<p>3 新たな資源管理措置等について</p> <p>②TAC対象魚種の追加は、漁業者に大きな影響を与えることが懸念されることから、漁業者や関係団体に情報提供や説明をわかりやすく行うこと。また、行政・研究機関の指導のもと、<u>漁業実態や経済価値を踏まえた実行可能性について丁寧に議論し、漁業者等の理解と合意のもとに慎重に進めること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 <u>新たなTAC対象魚種の追加に当たっては、当事者である漁業者の意見を十分に聴き、行政や専門家との意見交換を行い、関係者の理解を得ながら進めることが重要と考えている。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 資源管理手法検討部会や資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)の場以外にも、要望等に応じ、説明会等を行うこととしており、引き続き、<u>海域毎に、操業の実態や資源状況、漁業調整の状況等を十分に考慮した上で、関係漁業者と丁寧に議論して検討してまいりたい。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>削除：IQ導入によるトン数制限の撤廃などによる影響への回答</p> </div>

<p>3③ 3 新たな資源管理措置等について ③数量管理の導入に当たっては地域の漁業の特性を考慮するとともに、漁獲可能量の配分は都道府県等の間で漁獲枠の融通を積極的に行うなど、漁獲枠の上限を超える漁獲による採捕停止に追い込まれない仕組みを構築すること。特に選択的に漁獲ができない定置網等の網漁業や地先への来遊に依存する沿岸の零細漁業などの経営に十分配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 新漁業法においては、MSYを達成する水準に資源を回復・維持させることを管理の目標とし、数量管理に軸足を移した管理を行うこととしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>後半削除：水産資源の特性及びその採捕の実績を動案して漁獲量による管理が適当でないと認められるときは、漁獲圧力を隻日数等に換算して管理を行うこともあり得るが、あくまで科学的根拠に基づくべきものである。</p> </div> <p>2 従来のTAC魚種の管理においては、都道府県等の中での漁獲枠の融通の促進や留保枠からの迅速な配分、配分数量を明示せず「現行水準」として漁獲努力量を管理する方法などの柔軟な対応をしており、新たなTAC魚種の管理においても、資源ごとにとどのような工夫が可能か検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 適切な水準に資源を回復・維持することを目指す過程で、一時的に減収が生じるような場合には、適切な資源管理を行う方に対して、漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>旧1番削除：資源管理は、資源に影響を与えている漁業種類全体を対象に、回復に向け各漁業種類が応分の負担を負い、資源が増えた時には負担に応じた配分を得る形とすることが公平性の観点から最も適当と考えている。定置網漁業においても、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を負うことになる。また、資源に与える影響の度合いを踏まえた応分の負担を定置網漁業者が果たせるよう必要な技術開発を行うとともに、適切な資源管理に取り組む漁業者に対して、漁業収入安定対策により、収入減少に対する補填を行っているところである。</p> </div>
<p>3④ 3 新たな資源管理措置等について ④漁獲量の規制は漁業機会の減少が伴うため、新規参入者や若手漁業者の確保につながり、水産加工業や観光業を含めた地域全体の産業を守る成長対策を具体化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 我が国の漁業を持続的に発展させ、地域全体の産業を成長産業化していくためには、新規就業者の確保とその定着を図り、年齢バランスのとれた就業構造としていくとともに、水産加工業の支援や海業の振興等による漁村の活性化をしていくことが重要です。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 このため、新規就業者対策については、現在、水産庁として就業希望者が経験ゼロからでも漁業に就業できるよう、就業相談会の開催や漁業学校等で学ぶ者への就業準備資金の交付、漁業現場での長期研修等を切れ目なく支援しているところ です。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、水産加工業の支援に向けては、加工流通システムの中で健全なバリューチェーンの構築を図るため、マーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」を促進し、生産・加工・流通が連携したICT等の活用による低コスト化、高付加価値化等の生産性向上の取組を支援しています。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 加えて、令和4年3月に閣議決定された漁港漁場整備長期計画では、「海業振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上」を重点課題の一つに掲げており、本年5月26日には、漁協を含む事業者が漁港において海業の取組を実施しやすくするため、漁港漁場整備法を改正しております。</p> <p>海業の推進に向けて、12のモデル地区を公募により選定し、モデル地区における先行事例づくりを進めているところであり、得られたノウハウなどを共有して海業の普及促進を図ってまいります。また、海業に関する様々な相談を一元的に受け付ける窓口を水産庁に設置するとともに、地域振興などに取り組む関係省庁の協力の下、「海業支援パッケージ」に位置付けられた施策の活用にも努めてまいります。そのほか、本年6月には、漁港における釣り利用について、利用ルール、マナーや釣り人の安全を確保し、漁港の釣り利用による所得・雇用の創出方策等について考え方を示した、漁港における釣り利用・調整ガイドライン(案)を作成しております。</p> <p>現在は、自民党の海業振興専門部会から出された「中間とりまとめ」を受けて、海業の推進体制の強化などを検討しているところであり、これらの取組を通じて一層の推進に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>5 引き続き、漁業の次世代を担う人材の育成・確保に努めるとともに、水産加工業や観光業等とも連携し、水産業の成長産業化と漁村の活性化に努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

3⑤	<p>3 新たな資源管理措置について</p> <p>⑤TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 産地市場を通さずに漁獲物が販売、流通するといった事例に対応するため、スマート水産業の取組の中で、漁業者から直接電子的な報告を受ける取組を進めているところである。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 流通経路については、資源ごとに様々であることから、今後「TAC管理のステップアップ」プロセスのステップ1において実態を把握しつつ、関係都道府県等と協力しながら、TAC報告体制の整備を進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
3⑥	<p>3 新たな資源管理措置について</p> <p>⑥定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 令和3年度から水産庁補助事業「定置網漁業等における数量管理のための技術開発事業」において、特定の魚種が入網しているかどうかを陸上で確認できるようにする技術や、入網した魚を光で誘導し外に逃がす技術などを開発中である。</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p>2 引き続き、技術の開発を推進するとともに、事業実施団体等を通じて開発した技術の普及に努めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

VI 外国漁船問題等について

R5年度要望趣旨	
<p>近隣諸国との間には、政府間や民間で様々な協定の締結や交渉等が行われ、漁業秩序の確立のための努力が続いていますが、尖閣諸島に対する中国の不当な干渉や韓国による竹島の不法占拠等により当該海域での我が国の漁業者の操業が不能となり、共同で利用されるべき暫定水域等を韓国や中国の漁船に一方向的に占拠される等の状況が続いています。</p> <p>また、平成25年に調印された日台漁業取決めでは、我が国の排他的経済水域内で台湾漁船の操業を認めるなど関係漁業者の大きな負担となったほか、平成28年1月にはロシア連邦議会においてロシア水域におけるさけ・ます流し網漁業の操業を禁止する法律が成立したことから、日本漁船が同水域でさけ・ます流し網漁業の操業ができなくなるなど、地域経済に大きなダメージを与えるような新たな問題も次々に発生しています。</p> <p>さらに、我が国の排他的経済水域内における韓国、中国、台湾漁船による違法な操業が常態化しており、中国のサンゴ密漁船や韓国漁船が漁場に放置したサンゴ網やカニかご等の投棄漁具が漁場の荒廃や資源の減少を招くなど極めて大きな問題となっています。これに加え、平成29年6月以降大和堆において数百隻規模の北朝鮮籍とみられるいかさし網漁船による違法操業が継続しており、我が国いか釣り漁船が集魚したイカを漁獲するなど操業妨害、安全操業を脅かす新たな事態も生じています。</p> <p>外国漁船は、資源管理の必要を理解せず、貴重な漁業資源を毀損するとともに、漁具の切断や廃漁具の投棄などの粗暴な行為を繰り返し、我が国の漁業の持続的発展に対する深刻な脅威となっているだけでなく、平成26年8月の尖閣諸島近海で悪質な当て逃げ事故、令和元年10月には日本海大和堆周辺の我が国排他的水域内での衝突事故まで発生させ、漁業者の安全をも脅かす危険な存在となっています。</p> <p>加えて、北朝鮮による弾道ミサイルは令和4年に入ってからはこれまでにない頻度で発射され、射程距離の精度向上が見られることから、日本海で操業する全ての漁業者とその家族は、安全操業に対する不安を抱くとともに強い憤りを感じています。</p> <p>つきましては、我が国の漁業者が安心して漁業を続けていくために、次の事項について要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1 1 排他的経済水域の境界の画定</p> <p>竹島の領土権の確立など、近隣諸国との間の諸問題を早急に解決するとともに、排他的経済水域にかかる中間ラインの境界画定に向けた交渉を鋭意継続すること。その実現までの間、実効ある資源管理措置の早急な確立を図ること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 竹島の領有権についての我が国の立場は一貫しており、竹島問題に関し、国際法にのっとり、平和的に可決するため、適切な外交努力が行われるとともに、排他的経済水域の境界の画定については、外交当局間で交渉の進展が図られるよう、外務省と連携を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 また、我が国の資源管理への取組効果が減殺されることを防ぐため、関係国間における協議や協力を積極的に推進してまいります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>前段削除： 我が国の排他的経済水域における分布域と漁場が存在している資源について</p> </div> <p>【外務省】</p> <p>1 日韓の排他的経済水域の境界画定</p> <p>(1) 竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに我が国固有の領土であり、我が国はこの問題に関し、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に解決する考え。</p> <p>(2) 排他的経済水域の境界画定の問題は、我が国の主権的権利等に関わる極めて重要な問題と考えている。</p> <p>(3) 今後も双方にとって受入れ可能な合意が得られるよう努めていく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 日中の排他的経済水域の境界画定</p> <p>(1) 排他的経済水域の境界の画定については、国連海洋法条約の関連規定及び国際判例に照らせば、地理的中間線を基に境界を画定することが衡平な解決となるとされている。</p> <p>(2) これを踏まえ、日本としても、累次の機会に地理的中間線を基に東シナ海の排他的経済水域を画定すべきとの立場を中国側に伝えている。</p> <p>(3) 中国側の立場はかかる日本側の立場と異なるが、今後も日本の立場を常に明確に主張し続け、将来の境界画定につなげていきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

2①	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>①日台漁業取決め適用水域内から、「東経125度30分より東の水域」及び「八重山北方三角水域」を除外するとともに、当該水域及び取り決め適用水域を除く地理的中間線から東の水域においては、台湾漁船の操業を一切認めないこと。また、先島諸島の南側の水域については、今後一切、協議の対象としないこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めているが、まずは、操業ルールの適切な実施を確保し、関係漁業者が、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、先島諸島の南側水域など、取決め対象外の水域について、台湾側と協議するつもりはない。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日台民間漁業取決めに関し、水域の見直し等の御要望については重く受け止めている。令和2年から令和4年の間、新型コロナウイルスの影響で日台漁業委員会の開催が見送られたが、今年度は4年ぶりに同委員会が開催され、操業ルールに関し意見交換を行う中、主張すべきは主張し粘り強く交渉を行った。その結果、昨年と同様の操業ルールを暫定的に適用するとともに、2023年漁期の操業ルールについて日台間で早期に協議することで一致した。まずは、同ルールを適切に実施し、関係漁業者が台湾漁船とトラブルなく安心して操業できるよう、全力を尽くしたい。</p> <p>2 また、政府としては同委員会での協議を通じ、操業ルールの適切な実施の確保及び改善が図られるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたい。</p> <p>3 取決め対象外の水域について、本取決めの対象として協議する考えはない。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
2②	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>②日台漁業取決め適用水域内において、日本漁船が安全に操業できる水域の拡大に努めることや操業隻数制限等、資源管理措置に関する協議を進めることに加え、台湾漁船のPI保険への加入義務化を促すこと。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日台取決め適用水域における日本漁船の操業については、操業ルールの必要な見直しと適切な実施の確保により、台湾漁船とのトラブルなく安心して操業できることが重要と認識している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 本年の日台漁業委員会では、昨年と同様の操業ルールを暫定的に適用するとともに、双方のはえ縄漁船の操業トラブル回避のためのルールの見直しに向けて早期に協議していくことで一致した。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 今後とも、関係漁業者と十分に意見交換しながら、台湾との協議に取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>VI-2-①参照</p>
2③	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>③我が国漁船と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、更なる許可隻数の削減や我が国のEEZ内における操業禁止を含めた操業規制の強化を行うこと。</p> <p>日韓暫定水域内においては、韓国漁船による漁具被害に対して韓国政府に対し操業秩序や操業ルールを厳守させるよう要請するとともに、効果の高い資源回復・管理対策を講じること。また、海底清掃に係る民間合意への積極的な関与と、海底清掃の実施後も、回収しきれない放置漁具が漁場に残っていることから、十分回収できるよう事業を拡充すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 これまで、韓国側との間では、</p> <p>①韓国のはえ縄漁船については、違法操業の根絶、許可隻数の削減等に向けた協議を行うとともに、</p> <p>②暫定水域については、資源管理や操業秩序の問題の解決を図るべく協議を求めてきたところ。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 しかしながら、近年になっても依然として、</p> <p>①韓国のはえ縄漁船の違法操業がなくなるしないこと</p> <p>②暫定水域の問題が解決しないこと</p> <p>などから、2016年7月以降、韓国側が強く求めている相互入漁も中断し、韓国側に対し、これらの問題解決に向けた働きかけを行ってきており、引き続き、粘り強く取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、海底清掃に係る事業については、今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい(VI-4と同旨)</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 現在、日韓漁業協定との関係では、①韓国漁船による違法操業が後を絶たないこと、②日本海の内わゆる北部暫定水域において、韓国漁船がズワイガニ漁場を事実上占拠していることにより、日本漁船が操業できない状況が続いていること等が大きな問題となっている。</p> <p>2 このため、平成28年7月以降、相互入漁を一時的に中断し、韓国側に強く対応を求めている。</p> <p>3 これらの問題の解決を目指して、外務省としても引き続きしっかり取り組んでいく考え。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

2④	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理</p> <p>④中国については、日中暫定水域における資源管理強化や排他的経済水域内における操業条件について、我が国の漁船が安心して操業できるよう関係漁業者の意向を尊重した協定の見直しを進めること。</p> <p>さんご網漁業に対する取締りを可能にする体制の構築、中国国内法においても禁止されているさんご網漁業の再発防止、放置されたさんご網除去による漁場回復対策の充実、強化をすること。</p> <p>また、北緯27度以南の海域について、日中漁業共同委員会の協議の対象となるよう日中漁業協定を見直すとともに、中国虎網漁船の侵入を抑止する対策を講ずること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 日中漁業協定の見直しの要望については、まずは、現行の日中漁業協定の枠組みの下、日中当局間の様々なルートを活用しつつ、問題提起を行い、中国側に適切な対応を求めてまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 中国さんご船の密漁は根絶すべきものであり、水産庁は中国さんご船船長を昨年12月に漁業主権法違反で逮捕したところ。引き続き適切な取締りを行ってまいりたい。日中暫定措置水域等で中国さんご船を視認した場合は、中国当局に対して通報の上対処を求める等、さんご船根絶に向けた取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、さんご網の除去など海底清掃に係る事業については、今後も外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい（Ⅵ-4と同旨）。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>3 北緯27度以南水域については、日中漁業共同委員会の協議対象である。</p> <p>また、中国虎網漁船については、我が国水域に入って操業しないよう厳正に取締りを行っており、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 日中漁業共同委員会において、東シナ海の水産資源管理について協議を行っており、その中で、虎網漁船を始めとする新興まき網漁船についても、隻数の凍結及び今後の削減、禁止漁具化や漁具規制の導入の検討等の管理強化措置を引き続き実施することで一致している。本日頂戴した御意見も踏まえ、漁業者の皆様が安心して持続的に操業が行えるよう、引き続き、日中漁業共同委員会等を通じて、中国側としっかり協議してまいりたい。</p> <p>2 日中漁業共同委員会においても、問題の根絶のため、継続して断固とした取締りを行い、違反者への厳しい処罰など、あらゆる措置をとることで中国側と一致しており、中国船によるサンゴの不法採捕に対しては、外交ルートを通じた累次の申入れを実施している。</p> <p>3 北緯27度以南の海域に関する様々な意見については、重く受け止めている。日中漁業関係の個別具体的な問題について、日中漁業共同委員会を含む二国間のルートを通じてしっかり対応してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
----	--	--

<p>2⑤ 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑤地先沖合漁業を始めとする対口漁業の操業機会の確保を強力に推進するとともに、積極的な外交交渉による操業条件の緩和と国による支援を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 現在、日ロ関係は全体として厳しい中にあるが、ロシアとの漁業交渉については、我が国の漁業活動に係る権益の維持・確保の観点から、日本漁船の操業機会を確保できるよう、外務省とも連携しつつ、適切に対応してまいりたい。 継続</p> <p>2 日ロ間の各漁業協定に基づく日本漁船の操業条件の緩和については、各漁業団体からの御要望を踏まえ、漁業交渉の場において、努力をしていく。ただし、日本漁船の操業条件の緩和をロシア側に要求する場合、相互主義の観点から、日本水域で操業するロシア漁船の操業条件の緩和をロシア側から要求されることも想定されることから、バランスのとれた交渉結果が得られるよう慎重に対応してまいりたい。 継続</p> <p>3 なお、北方四島周辺水域における我が国漁業者の安全操業に関しては、漁業者の円滑な操業に必要な経費を助成する「北方海域出漁者経営安定支援事業」を、我が国200海里水域内における我が国漁業者によるロシア系さけ・ますの漁獲に関しては、同資源の保存及び管理について協力するための「さけ・ます漁業協力事業」を引き続き実施している。 継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 ロシアによるウクライナ侵略を受けて、日露関係は全般的に厳しい状況にあるのはご承知のとおり。他方、日本政府としては、漁業等の実務的な取組については、漁業者の権益、また、我が国の漁業権益を踏まえ、しっかりと継続していく意向(方針)。</p> <p>2 残念ながら、北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく政府間協議及び操業については、ロシア側の一方的な措置により実現できていないが、(御指摘のあった地先沖合漁業を含む)それ以外の日露間の協定や民間取決めに基づく交渉や操業については、全く問題がないというわけではないが、実施はできていると承知。(※貝殻島昆布協定(民間取決め)に基づく操業では、露側による「訪船」が行われるなど、問題が全くないわけではない。)</p> <p>3 日本政府として、日露間の漁業協定の安定的な実施を重視しており、引き続き、漁業者を含む関係者の御要望を踏まえながら、水産庁と連携し、安定的な操業を可能な限り支援していく。 内容変更</p>
--	--

<p>2⑥</p>	<p>2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理 ⑥我が国排他的経済水域内に入域し操業するロシア大型冷凍トロール船に対しては、沿岸漁業者の漁具被害を回避するための連絡体制を構築すること。また、漁具被害が発生していることからロシア船による漁具被害発生時において、被害漁具復旧費の全額補償や加害船特定の有無にかかわらず補助対象とするなど、活用しやすい補償の仕組みを早急に構築すること。 また、漁獲対象であるイトヒキダラやイワシ・サバの資源評価を実施し、資源に影響のない範囲で漁獲割当量を設定すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 漁具被害への漁業者の懸念は十分理解しており、毎年交渉においてロシア漁船が原因と思われる我が国漁業者の被害状況を説明するとともに、漁具被害を未然に防止するため、四半期ごとに日本の漁業者の漁具設置位置をロシア側に通報し、ロシア漁船への情報伝達及び慎重な操業の指導を徹底することを要請している。 これに対して、ロシア側は通報のあった海域では特に慎重な操業を行うよう指導する旨を表明しているため、引き続きこうした取組を継続していく考えである。 継続</p> <p>2 外国漁船による漁具被害については、韓国・中国等外国漁船操業対策事業において、被害漁具の原状復帰のために必要な経費の1/2を支援しているところであり、まずは当該事業を活用いただきたい。 内容変更</p> <p>3 また、イトヒキダラやイワシ、サバについては、毎年行われる日ロ地先沖合漁業交渉において、我が国の資源評価結果も踏まえてロシア漁船の漁獲割当量を設定しているところであり、2021年以降、これら3魚種の漁獲割当量を合計4万トン削減(2021年9万トン→2023年5万トン)したところである。引き続き、国内における資源管理の効果が損なわれないよう対応してまいりたい。 継続</p> <p>【外務省】 1 御指摘の「ロシア大型冷凍トロール船」は、日露地先沖合協定に基づいて日本の200海里水域で操業するロシア船のことであると思うが、同協定に基づく日露交渉において、交渉ヘッドの水産庁からも、露側のトロール船への対応をロシア側としっかり話し合ってきていると承知しており、外務省としても、引き続き水産庁と連携していきたい。また、外務省としても、例えば日本水域(太平洋側)において日本の漁船が設置した漁具の設置位置を定期的にロシア側に通報してきており、ロシア側もロシアの漁業者に対してそれを通報していると承知。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>R4回答なし R3と比較し、大幅な内容変更</p> </div>
<p>3①</p>	<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ①サンゴ密漁船や大和堆などで繰り返される外国漁船の違法操業を未然に防ぐためにも、海上保安庁の巡視船艇や水産庁漁業取締船の増隻及び人員増等により、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の監視・取締体制の一層の拡充強化を図ること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 水産庁においては、漁業取締船について、令和2年3月から昨年3月にかけて既存の2隻を大型化(500トン級→900トン級)するとともに、新規に2隻(900トン級、2000トン級)を増隻し、取締活動に従事しているところである。 継続</p> <p>2 また、漁業取締船に乗船する漁業監督官等について、平成30年度から本年度までの5か年で、海事職を59名、その他13名を増員するとともに、昨年4月に水産庁内に外国漁船の対応に特化した外国漁船対策室を設置したところである。 内容変更</p> <p>3 さらに、水産庁と海上保安庁との間において、定期的に連絡会議を開催しているほか、昨年度に続き、本年度も合同訓練を実施するなど、連携しながら対応を行っている。 継続</p> <p>4 今後とも、漁業取締体制の更なる強化のため、放水銃の強化や船体の防弾化など装備面の充実及び漁業監督官等の増員を図るとともに、引き続き海上保安庁と連携し、漁業者の皆様に安全に操業していただけるよう努めてまいりたい。 内容変更</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、我が国の領海及び排他的経済水域において巡視船艇及び航空機のほか無操縦者航空機「シーガーディアン」によるしよ戒を行い、外国漁船の動静把握に努めるとともに、違法操業を行う外国漁船に対しては、水産庁とも連携し、厳正な取締りを行っております。 また、昨年度には、大和堆を含めた日本海側の監視・取締り体制の強化として、新たに巡視船「わかさ」を配備し、日本海側の勢力を増強しました。 引き続き、海上保安庁では、昨年12月に決定された「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、大型巡視船や航空機の増強のほか、必要な要員の確保等を進めてまいります。 内容変更</p>

<p>3② 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ②中国公船によるわが国漁船への追尾・威嚇行為など再発防止の徹底を図ること。また、外国公船及び外国漁船団の位置や動向を監視し情報収集に努めるとともに、周辺で操業する漁船や関係機関に水産庁漁業取締船及び海上保安庁巡視船から直接漁船や関係機関に即時に情報提供できる体制をより一層強化し、漁業者が危険を事前に回避し安全・安心に操業できるよう対策の強化を図ること。</p>	<p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 中国海警局に所属する船舶が尖閣諸島周辺の我が国領海に侵入し、日本漁船に接近しようとする動きを見せた場合は、日本漁船の安全を確保するため海上保安庁が対応を行っている。 また、外交ルートにおいても、直ちに中国側に嚴重に抗議し、再発防止を強く求めている。 水産庁としては、引き続き、関係省庁と連携し、日本漁船の安全が確保されるよう、政府全体として適切に対応してまいりたい。 内容変更</p> <p>2 また、水産庁は、尖閣諸島周辺水域に漁業取締船を配備するとともに、海上保安庁と連携しながら同諸島領海内に侵入して操業を行う外国漁船の侵入防止を図っている。なお、取締活動で得られた情報は漁業取締りに関わる情報であるため、直接漁船や関係機関に提供することは困難である。 内容変更</p> <p>3 一方で、漁業者の安全操業を確保することは重要であることから、個別具体的な御希望があれば、それを踏まえてどのような対応を取ることが可能か、検討してまいりたい。 継続</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたり、中国海警局に所属する船舶への対応にあたっては、相手勢力を上回る巡視船で対応するなど、万全の領海警備体制を確保し、中国海警局に所属する船舶が日本漁船へ近づこうとする場合には、日本漁船の周囲に巡視船を配備し、漁船の安全を確保することとしております。 また、関係省庁と緊密に連携しながら情報収集を行い、外国船舶の情報の提供等、漁業者の皆様方の安全を確保するための対策を、状況に応じて適切に行ってまいります。 継続</p>
<p>3③ 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保 ③外国漁船等の我が国海域への避泊に当たっては、台風の接近などの船舶に窮迫した危険があった場合など、やむを得ない場合のみ認めることとし、入域者に対する基本ルール遵守の徹底指導及び監視強化並びに被害防止措置の実施等により、地元漁業や環境に対する影響を最小限に留めること。</p>	<p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 外国漁船の緊急避泊は、台風の接近等、荒天又は異常な気象など船舶に急迫した危難があり、やむを得ない場合にのみ認められるものであり、それ以外の場合には緊急入域の希望があっても入域しないよう、強く指導してきたところである。 継続</p> <p>2 なお、やむを得ず緊急入域を行わざるを得ない場合には、必ず事前通報を行うとともに、廃棄物の投棄や敷設漁具の損傷等が発生することがないよう、外国漁業者に対し、基本的ルールの遵守を引き続き要請してまいりたい。 継続</p> <p>3 また、緊急避泊する外国漁船による漁具被害の軽減・防止等を図るため、監視活動の実施、漁具標識の整備等の支援を行っているところである。 継続</p> <p>【海上保安庁】 海上保安庁では、海上荒天等を理由に我が国の領海又は内水に入域する外国船舶に対し立入検査を行うなどして、周囲の状況等も総合的に勘案しつつ、緊急入域の要件に該当するかどうかしっかりと確認を行っております。 そのうえで、緊急入域する外国船舶に対しては、事前に錨地に適した海域等必要な情報を提供するとともに、入域場所が他の船舶の航行に支障を及ぼしたり、設置されている漁具に被害を及ぼすおそれがある等適切でない場合は、他の水域に移動するよう指導等しております。 また、緊急入域の要件が消滅した場合には、直ちに領海外に出域するよう指導等を行っております。 引き続き、外国船舶に対し秩序ある緊急入域について指導等を行うとともに、入域海域の秩序維持を図ってまいります。 内容変更</p>

3④	<p>3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保</p> <p>④北朝鮮のミサイル発射については、<u>外交ルート等を通じて根本的な解決を図り、あらゆる手段を講じて阻止すること。また、警戒監視、情報収集を続け、発射の兆候・発射情報を沿岸自治体等の関係機関に速やかに提供し、漁業者の安全確保と的確な情報提供に万全を期すこと。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 北朝鮮のミサイル発射情報等の伝達に関しては、内閣官房からのミサイル発射情報を自動転送により直接漁業無線局や都道府県等へ伝達するとともに、漁業無線局が受信したメールによるミサイル発射情報を音声に変換し、人を介さず自動で漁船に伝達するシステムを平成30年度に全国451局の漁業無線局へ導入し、迅速かつ万全な体制としたところである。 継続</p> <p>2 引き続き関係省庁や関係機関と連携を図り、対応してまいりたい。 継続</p> <p>【外務省】</p> <p>1 北朝鮮が前例のない頻度と新たな態様で弾道ミサイル等の発射を繰り返していることは、日本、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであり、断じて容認できない。 新規</p> <p>2 引き続き、米国を始めとする関係国と緊密に連携し、関連する国連安保理決議の完全な履行のための協力を進めていくとともに、必要な情報の収集・分析及び警戒監視に全力を挙げ、国民の安全・安心の確保に万全を期していく考え。 継続</p>
4	<p>4 被害の救済</p> <p>韓国漁船が日本海に放置したかご漁具や底刺し網、また沖縄、小笠原周辺の海底に点在するさんご網等、外国漁船による違法な操業や投棄漁具等による被害の救済のため、<u>韓国・中国等外国漁船操業対策事業等による対策を充実、強化すること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 平成25年度補正予算において、外国漁船の投棄漁具等を回収・処分する取組等を支援するための基金を設置し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業による支援を実施しているところであり、令和4年度補正予算により25億円を積み増したところである。また、沖縄漁業基金事業についても、同様の支援が可能となり、令和4年度補正予算により15億円を積み増したところである。</p> <p style="text-align: right;">内容変更：R3韓国中国30億円、R3沖縄20億円</p> <p>2 今後も暫定水域等において外国漁船の影響を受けている関係漁業者への支援を継続していく必要があると認識しており、引き続き、必要な額を確保できるよう努力してまいりたい。 継続</p>

Ⅶ 海洋性レジャーとの調整等について

R5年度要望趣旨	
<p>海面は、漁業と同時に遊漁や遊泳、ダイビングなど様々なレジャーでも利用されていますが、特にプレジャーボートや遊漁船等の船舶を使用した遊漁は、漁場への集中による操業の支障、漁具や養殖資材の破損、さらには資源管理に対する悪影響が懸念されるなど、漁業との間に様々な摩擦があることから、その解消に向け、両者による協議やマナーの啓発などの努力が続けられています。</p> <p>中でも、免許・登録が不要ないわゆる「ミニボート」は、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁などを行っており、漁業の操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。国におかれては民間団体と連携しつつ、利用者への啓発や安全講習会の実施などの安全対策を実施していますが、ミニボートによる海難事故は、近年、増加しており、人命の安全を守るためにも、規制強化も含めた法改正を視野に入れた効果的な対策を講じる必要があります。</p> <p>さらに、これら船舶等を使用した遊漁が漁業の資源管理に大きな影響を与えることが危惧されています。</p> <p>一方、遊漁に限らず、機動性の高いプレジャーボートやジェットスキー等については、急回転等の危険走行、港内での遊走、漁船や養殖施設への接近等、マナーの悪い利用者が増えています。特に、未熟な利用者による無謀な操船で海難事故も頻発しているところです。</p> <p>また、プレジャーボート、ミニボートで海難事故を起こした利用者が十分な保険に加入していないことが多く、漁具、漁船等の物損被害の補償トラブルに発展することも珍しくありません。</p> <p>つきましては、漁業と海洋性レジャーとの適切な調整を図るため、次の事項について要望いたします。</p>	
R5年度要望	回答、状況等
<p>1① 1 遊漁と漁業の調整</p> <p>①遊漁マナーや漁業の基本的考え方に係る積極的な広報等の実施</p> <p>地域における円滑な漁場の利用調整を支援し、密漁や操業トラブルの未然防止を図るため、遊漁マナーや漁業制度の基本的な考え方が当事者だけでなく社会的コンセンサスとして国民に広く認知されるよう、漁業関係団体に加え、日釣振や全釣協、日本スポーツフィッシング協会などの全国レベルの遊漁団体と協力してイベントの実施やマスメディア等の媒体も活用した積極的な広報等の施策を講じること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁のルールやマナーを広く国民に周知するため、水産庁ではHPIに「遊漁の部屋」を設け、都道府県のルール等を確認できるようにしているところ。また、各都道府県に対しては、利用者が見やすく、分かりやすいものとなるよう、都道府県HPを改善・工夫するなど依頼しているところである。 [内容変更]</p> <p>2 また、水産庁では、釣りを含めた遊漁に関するルールの周知、マナーの向上を目指してパンフレットを作成し、釣りの各種イベントや遊漁団体が行う講習会で配布するなど、直接、普及・啓発を行うとともに、遊漁団体や釣りメディア等を通じて呼びかけを行っているところである。 [内容変更]</p> <p>3 また、遊漁団体やマリンレジャー事業関連団体が参加する意見交換の場に出席しており、更に、CSテレビ、雑誌等を通じて遊漁のルールやマナーについて効果的な広報ができるよう、色々な工夫を進めてまいりたい。 [内容変更]</p>

1②	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>②スピアフィッシングに対する規制強化</p> <p><u>漁船や小型船舶の航行安全及びスピアフィッシング愛好者の生命の安全確保の観点から、スピアフィッシングの実態把握や組織化を推進するとともに、スピアフィッシングに際しては視認しやすいブイ等の標識表示を義務付けるなど実行性のある海難防止対策を図ること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 スピアフィッシングについて、その定義が必ずしも定かではないが、各都道府県で定めている漁業調整規則において、遊漁者等が使用できる漁具漁法については制限が課されており、「ヤス」については使用可能な都道府県も存在している。</p> <p>2 一般的に「ヤス」とは目的物を突き刺して採捕する漁具の一種であり、採捕物を突き刺す先端部と柄とは固着しており、柄を手に持って突き刺すものであり、発射装置等を用いて目的物を突き刺す「モリ」は含まれないが、このような漁具には様々な態様のものがあることから、都道府県漁業調整規則の遊漁者等が使用できる漁具又は漁法が否かについては、使用する漁具の構造、規模、使用方法に応じ、個別に判断する必要がある。</p> <p>3 いずれにせよ、スピアフィッシングを含む個別の遊漁の取扱いや規制のあり方については、漁業調整規則を所管する各都道府県に相談されたい。また、漁場の使用に関する紛争の防止等の観点から海面利用協議会や委員会指示の活用も可能であるところ、各都道府県の実態に即した対応を検討されたい。</p> <p>4 なお、水産庁においては、遊漁者からの問い合わせに対応するとともに、関係法令の遵守等に関する「遊漁のルールとマナー」のパンフレットを作成し配布しているほか、遊漁団体等とも連携し、釣り教室などにおいて遊漁者への指導や普及啓発に努めているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
1③	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>③遊漁者の資源利用の実態把握</p> <p><u>国の責任において、プレジャーボート、遊漁船等を利用する遊漁者に対して、漁業者の主要な漁獲対象である魚種については釣獲実績報告を義務化させるなど、資源利用の実態を把握し、適確に管理すること。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、プレジャーボートを利用する遊漁者を含む全ての遊漁者に対して、令和3年6月以降、大型魚の採捕報告を義務付けたところである。</p> <p>2 今後、漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理の必要性が高まっていくことに対応し、アプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁における採捕量の情報収集の強化に努めてまいりたい。</p> <p>3 また、今国会で成立した改正遊漁船業法については、遊漁船の利用者の安全確保を目的としつつも、「地域の水産業との調和のとれた遊漁船業法の振興」を柱に掲げており、遊漁採捕量の把握に遊漁船業者の協力を得る仕組みを作ることができないか検討しているところ。</p> <p>4 遊漁船業と漁業の兼業率は70%を超えており、漁協の中には遊漁船部会が設置されている場合があると認識している。国としても都道府県や漁協系統団体と連携して理解と協力が得られるよう取り組んでおり、貴連合会においても、遊漁船業者と資源管理の必要性や遊漁採捕量把握の重要性などについて意見交換・情報共有していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p style="text-align: right;">新規</p>
1④	<p>1 遊漁と漁業の調整</p> <p>④遊漁者に資源管理を行わせる体制整備</p> <p><u>漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。</u></p> <p><u>遊漁者は都道府県域を越えて移動することを踏まえ、組織化に向けては、都道府県単位ではなく、国が主体となって働きかけを行うこと。</u></p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化については、毎年度開催している都道府県遊漁・海面利用業務担当者会議において実態を把握するとともに、都道府県に対して組織化を促しているところである。</p> <p>2 また、今国会で成立した改正遊漁船業法においては、地域の水産業と遊漁船業の調和の観点から協議会制度を創設したところであり、これを有効に活用し、地域の実情に応じた水産資源の管理や理解醸成について努めていただきたいと考えている。</p> <p>3 なお、本協議会については、都道府県が組織し、地域の遊漁船業者、漁協、遊漁者、その他関係者で構成されるものであるが、全国的な知見や広域的な調整の観点から、求められた場合は国が参加することもあり得ると考えているところ。国としては、協議会の円滑な設置に向けて、都道府県に対し、必要な助言等を行ってまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p style="text-align: right;">新規</p> <p style="text-align: right;">新規</p>

<p>2①</p>	<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>①プレジャーボート利用者に対し、漁業被害を想定した賠償責任保険への加入を義務化すること。また、法制化に当たっては、漁業被害を想定し、対人のみならず、休漁、漁具等の物損被害の補償を充実させること。</p> <p>さらに、義務化できるまでの間、任意保険加入率向上に係る施策を強化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にある保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 なお、日本漁船保険組合においては、漁業者保護の観点から5トン未満のプレジャーボートを対象に、任意保険として、プレジャーボート責任保険を取り扱っている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 この保険においては、対人のみならず、休漁補償や漁具等の物損被害についても補償の範囲としている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>4 また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施しており、今後とも加入隻数の増加に向け、加入促進活動を積極的に展開していくこととしている。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>令和4年末の保有台数が約8,300万台、事故発生件数が約30万件の自動車等においては、法律に基づき保険への加入が義務付けられているが、その補償対象は運転によって人の生命又は身体が害された場合における対人賠償を補償するのみである。</p> <p>一方、令和4年末のプレジャーボートの保有隻数は約22万隻、海難事故は約1,000件であり、自動車等の保険への加入義務付け状況等を踏まえると、漁業被害を想定した対物賠償を含む保険加入義務付けの法制化は困難と考えられる。</p> <p>プレジャーボートには対人賠償、対物賠償、捜索救助費用等が補償内容となっている任意保険があり、これに加入することにより、漁業被害を含む補償を担保することが可能である。人的・物的被害者保護の観点、マリンレジャーの健全な発展の観点から、保険への加入率の向上は業界全体の課題であると認識している。プレジャーボートを係留する要件として保険の加入を義務付けている一部のマリナや漁港等はあるものの、国土交通省では、関連団体を通じ、販売店に対してプレジャーボート購入者へプレジャーボート保険を周知するよう指導している。</p> <p>今後とも、プレジャーボート保険の加入促進に向けて官民を上げて取組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>2②</p>	<p>2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止</p> <p>②プレジャーボート利用者の把握や組織化等、新たな対策の検討</p> <p>法令や規則、マナーの周知徹底を図るため、プレジャーボート利用者の把握や組織化を推進し、漁業の妨げにならない実効性のある対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 プレジャーボートを利用する遊漁者の把握に関連して、漁業調整委員会指示による届出制の導入等により対応が可能な場合があると考えられるので、問題が生じている特定の地域ごとに必要に応じ検討されたい。</p> <p>都道府県に設置されている海面利用協議会等の中で、適正な漁場利用のあり方について話し合うことも重要である。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 なお、水産庁としても遊漁団体の参加する意見交換の場に出席しており、遊漁船やプレジャーボートを利用する遊漁者の組織化等についても意見交換しているところである。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 また、水産庁及び国土交通省では、平成25年5月に「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」を策定し、</p> <p>① 保管能力の向上と規制措置を両輪とした対策</p> <p>② 関係者間の連携推進</p> <p>③ 効果的な放置艇対策事例の周知</p> <p>の対策を講ずることにより放置艇の解消を図ることを目標としているところであり、平成30年度における漁港区域内の放置艇の隻数は2.2万隻と前回調査時(平成26年度)と比べ5千隻減少している。</p> <p>水産庁としては、今後とも、プレジャーボート等の係留・保管施設の整備や既存施設の有効活用により、漁港における係留・保管能力の向上が図られるよう地方自治体を支援してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

<p>3① 3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>①安全航行のための制度改正と反射板等装置の必置</p> <p>海面における夜間航行の禁止、航行区域(距離)の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置等の設置を義務化すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船船の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリナー管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。</p> <p>なお、船船の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>参考: 令和5年度国土交通省交通安全業務計画</p> <p>交通安全対策基本法の規定により、第11次交通安全基本計画(令和3年3月中央交通安全対策会議決定)に基づき、令和5年度において、国土交通省が交通の安全に関し講ずべき施策等について、定めたものである。</p> <p>第2部 海上交通の安全に関する施策</p> <p>第4節 小型船舶の安全対策の充実 2 プレジャーボートの安全対策の推進</p> <p>(2)ミニボートの安全対策の実施</p> <p>ミニボート(長さ3m未満、機関出力1.5kW未満で、検査・免許が不要なボート)の安全安心な利用を推進するため、関連団体等に働きかけ、ユーザー向け安全マニュアル等を使用した安全講習会の開催、ミニボート販売時に安全マニュアル等を同梱する等により、ユーザーに対し、海上・水上のルールやマナー等の周知啓発を図る。</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボート(長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満)は、<u>低出力・低速で航行できる区域に限られることから、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリンレジャーの裾野拡大の一翼を担っており、利用者の安全意識の向上を図るよう次のような安全対策を推進している。</u></p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。(当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。)</p> <p>また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。</p> <p><u>このような取り組みにより、ミニボートの事故件数は令和3年から4年にかけて減少傾向に転じており、今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。</u></p> <p style="text-align: right;">内容変更</p>
---	--

<p>3② 3 ミニボートによる危険行為の防止 ②海難事故や円滑な救難活動のための実効性ある対策の実施</p> <p>ミニボートの海難事故は一向に減少しておらず、事故防止や漁業操業妨害行為防止のために規制強化も含めた効果的な対策が必要であることや、海難事故に伴うボートの漂流などがあった場合、利用者が不明のため、救難活動等に支障を及ぼす恐れもあることから、海難事故防止だけでなく、円滑な救難活動のためにも、安全啓発活動だけでなく、登録制度や組織化、検査制度など実効性のある対策を実施すること。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p>	<p>【水産庁】</p> <p>1 船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p>また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリナー管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。</p> <p>なお、船舶の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">[継続]</p> <p>参考:海難の現況と対策について(海上保安庁) 令和3年のミニボートの事故隻数は121(103)隻。船舶事故隻数は増加。 ※()内は令和2年</p> <p>【国土交通省海事局】</p> <p>ミニボートは、構造・設備に起因する事故は少なく、航行できる水域が限られることから、船舶検査の対象とする必要性は低いと考えられる。</p> <p>また、登録制度についても、小型船舶の登録等に関する法律の制定時にミニボートは財産価値が低い上、航行や係留による社会的影響が小さく、行政情報として把握する必要性が乏しいことから、同法による制度の対象外とした経緯があり、その状況は現在も変わっていないと認識している。</p> <p>なお、海上交通のルール、ミニボート乗船時の注意事項等を守り、適切に利用して頂くため、業界団体と連携した安全啓発活動に引き続き取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">[内容変更]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一部削除: なお、現在、関係業界において、ミニボートの技術指針の見直しと第三者認証制度の構築に向けた検討が進められていると承知している。</p> </div>
---	---

<p>3③</p>	<p>3 ミニボートによる危険行為の防止 ③安全講習の義務化と所有者リストの整備 商品を販売する際に、「ミニボートの操縦や安全性についての講習受講」を義務化するよう、ボート製造・販売業界を強く指導するとともに、円滑な救難活動を行うために購入者の氏名や連絡先の情報を把握できる実効性のある方策を、早急に検討すること。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>	<p>【水産庁】 1 船船の製造・販売については国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。 また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリナー管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全運航に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>2 水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」(略称「ミニボート安全マニュアル」)の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。 なお、船船の安全を所管する国土交通省が定める交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。 今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>【国土交通省海事局】 ボートの製造・販売を行っている業界団体に加盟している事業者では、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封して、ミニボートの特性、海上交通ルールの遵守、海難事故予防などについて周知している。しかしながら、外国メーカー製の販売やインターネットによる個人売買等を全て把握し、その購入者に対して周知することは困難であることから、業界団体では、ミニボートに関する安全対策等を習得させる目的で、全国の登録小型船舶教習実施機関等と連携し、ミニボート講習会を案内している。国土交通省においても、HP に「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び安全啓発動画を掲載し周知するとともに、ミニボートユーザーが多く集まるイベント等において安全講習会の実施に協力するなど安全啓発を実施しているところであり、引き続き、業界団体と連携して安全啓発活動に取り組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>
<p>3④</p>	<p>3 ミニボートによる危険行為の防止 ④ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化 ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。</p> <p style="text-align: right;">新規</p>	<p>【水産庁】 1 プレジャーボート等は国土交通省が所管しているため、ご要望にあるミニボートの保険加入の義務付けについては、国土交通省にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>2 また、船底がFRP成型されているエンジン付きゴムボートについては、漁船等と衝突した場合に漁船等の被害が大きくなる恐れがあるため、漁業者保護の観点から日本漁船保険組合のプレジャーボート責任保険の対象となっているところ。</p> <p style="text-align: right;">継続</p> <p>3 ご要望にある保険加入対象の拡大については、日本漁船保険組合にお伝えしたい。</p> <p style="text-align: right;">内容変更</p> <p>【国土交通省海事局】 ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えている。今後も保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</p> <p style="text-align: right;">継続</p>

全国海区漁業調整委員会連合会令和6年度要望内容について

1 政府要望提案

<p>要望 遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について（継続要望）</p>
<p>要望に至った経緯 本県の漁業者は、厳しい漁業規制や資源管理に基づき操業を行っており、さらに自主的なサイズ規制や数量規制、人工礁等の保護区設定等を行い、資源の持続的利用に取り組んでいる。 一方、遊漁船やプレジャーボート等の遊漁者については、自由に採捕しているのが現状であり、漁業者が取り組んでいる資源管理等について協力要請するにも、ほとんどが組織化されておらず、周知する方法に苦慮している。 また、近年は、SNS などの情報が発達したこともあり、県域を越えての遊漁船や遊漁者も多く、地元漁業者からの反発の声が高まっており、トラブルに発展することが危惧されている。 本要望については、多くの都道府県が抱えている課題であり、また、解決には時間を要することが想定されることから、継続要望としたい。</p>
<p>要望内容 遊漁船やプレジャーボート、遊漁者の組織化を国が中心となり進め、漁業者が取り組んでいる資源管理等について、協議、周知できる体制を整えていただきたい。 遊漁に関する全国的な資源管理のルール導入をお願いしたい（資源状況に応じた持ち帰り可能なサイズ、数量等の制限）。</p>

水産政策審議会特別委員の就任について

1 水産政策審議会とは

水産基本法第 35 条の規定に基づき設置されており、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係大臣の諮問に応じ、同法の施行に関する重要事項を調査審議する機関。

水産基本計画の策定、水産白書の作成、水産資源の持続的管理に関する施策、漁港及び漁場の整備に関する施策など、水産に関する施策全般について審議。

企画部会、資源管理分科会、漁港漁場整備分科会で構成。

資源管理分科会は、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策について審議する。

2 特別委員とは

水産政策審議会令第 1 条の 2 の規定に基づき、審議会に特別の事項を調査審議させるために必要がある場合に置かれる委員。

前期には、全漁調連役員から田沼前理事（兵庫海区）が就任。

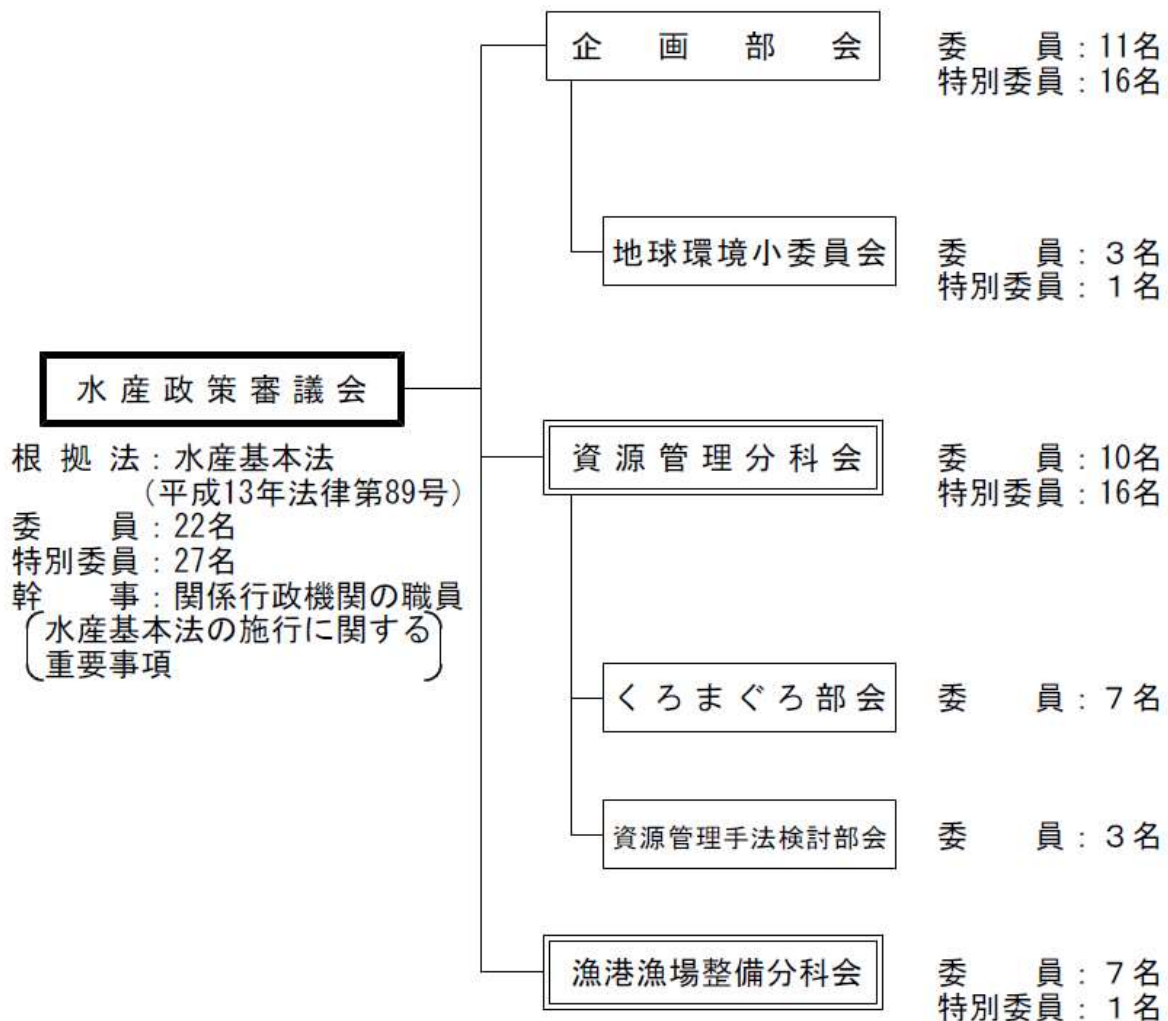
3 今野会長の就任について

水産庁漁政部漁政課より、特別委員への就任依頼。（R5. 7. 18）

任期は令和 5 年 8 月 19 日から令和 7 年 8 月 18 日までの 2 年間。


会議開催回数は概ね年間 5～7 回程度、1 回当たりの審議時間は 2～3 時間程度。

水産政策審議会の構成





人事異動通知書

<p>(氏名)</p> <p>今野 智光</p>	<p>(現官職)</p>
<p>(異動内容)</p> <p>水産政策審議会特別委員に任命する</p>	
<p>令和 5 年 8 月 19 日</p> <p>任命権者</p> <p>農林水産大臣 野村 哲郎</p> 	

水産政策審議会 特別委員名簿

氏名	現職
井田 博	博洋漁業生産組合理事
井出 留美	食品ロスジャーナリスト
井本 慶子	山陰旋網漁業協同組合参事
岩田 慎介	全国いか釣り漁業協議会幹事
柏木 康全	(株) マルイチ産商代表取締役社長
釜石 隆志	全日本海員組合水産局水産部専任部長
川越 伸二	兵庫県機船底曳網漁業協会理事
川畑 友和	全国漁青連会長
久賀 みずほ	鹿児島大学農水産獣医学域水産学系 水産学部 水産学科 准教授
窪川 かおる	帝京大学先端総合研究機構客員教授
後藤 理恵	愛媛大学社会連携推進機構南予水産研究センター教授
今野 智光	全国海区漁業調整委員会連合会会長
齋藤 広司	(株) 西川代表取締役社長
佐々木 ひろこ	(一社) Chefs for the Blue代表理事
関 いずみ	東海大学海洋学研究科海洋学専攻教授
関 義文	東日本信用漁業協同組合連合会代表理事理事長
塚本 哲也	(一社) 全日本釣り団体協議会理事
日吉 直人	(一社) 静岡県定置漁業協会会長理事
深川 沙央里	(株) クリエーション WEB PLANNING代表取締役
前田 若男	(一社) 全国海水養魚協会副会長
宮本 誠二	(一社) 全日本持続的養鰻機構理事
谷地 充晴	(一社) 全国いか釣り漁業協会理事
山口 敦子	長崎大学総合生産科学領域教授
結城 未来	キャスター・健康ジャーナリスト

(特別委員数24名：五十音順、敬称略)

水産政策審議会に関する関係法令（抜粋）

○水産基本法

第三十五条 農林水産省に、水産政策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

○水産政策審議会令

第一条 水産政策審議会(以下「審議会」という。)は、水産基本法第三十六条に規定するもののほか、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和三年法律第六十号)の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第一条の二 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

第二条 特別委員は、学識経験のある者のうちから、農林水産大臣が任命する。

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

漁業法に基づく新たな資源管理の検討状況について

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量※			
		改正漁業法施行				漁獲量※ (現行TAC魚種) 累計 60.5%			
		<ul style="list-style-type: none"> ● 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 漁獲量が多い魚種 (漁獲量上位35種を中心とする) ② MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種 ● 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理。 ● 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聞き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。 							
		<漁獲量が多いものうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの> 第1種：利用可能なデータ種類の多いもの (Aグループ、Bグループ、Cグループ) 第2種：利用可能なデータの比較的小さいもの (Dグループ、Eグループ)							
カタクチイワシ	太平洋系群 対馬暖流系群 瀬戸内海系群	神戸チャート公表 公表	検討部会 公表	SH会合 SH会合	SH会合 SH会合	比率(累計) 6.1 (66.6%)			
ブリ			公表	検討部会 SH会合	SH会合 SH会合	4.6 (71.2%)			
イワシ	対馬暖流系群 太平洋系群	神戸チャート公表 公表	検討部会 公表	SH会合 SH会合	SH会合 SH会合	3.2 (74.4%)			
マダラ	本州太平洋北部系群 本州日本海北部系群 北海道太平洋 北海道日本海	神戸チャート公表 神戸チャート公表	検討部会 公表	SH会合 SH会合	SH会合 SH会合	2.0 (76.4%)			
カレイ類	ソウハチ 日本海東西部系群 ムシガレイ 日本海南西部系群 ヤナギムシガレイ 太平洋北部 サメガレイ 太平洋北部 アカガレイ 日本海系群 ソウハチ 北海道北部系群 マガレイ 北海道北部系群	神戸チャート公表 神戸チャート公表	検討部会 公表	SH会合 SH会合	SH会合 SH会合	1.8 (78.2%)			
ホッケ	道北系群	公表	検討部会	SH会合	SH会合	1.0 (79.2%)			
ムロアジ類東シナ海				公表	検討部会 SH会合 SH会合	0.9 (80.1%)			
サワラ	瀬戸内海系群 東シナ海系群			公表	検討部会 SH会合 SH会合	0.7 (80.8%)			
イカナゴ	瀬戸内海東部			公表	検討部会 SH会合	0.7 (81.5%)			
マダイ	瀬戸内海中・西部系群 日本海西部・東シナ海系群 瀬戸内海東部系群		公表	検討部会 SH会合	SH会合 SH会合	0.7 (82.2%)			
	ベニスイガニ 日本海系群			公表	検討部会 SH会合	0.6 (82.8%)			
トリス	瀬戸内海系群 太平洋北部系群 日本海北・中部系群 日本海西部・東シナ海系群		公表	検討部会 SH会合	SH会合 SH会合 SH会合	0.3 (83.1%)			
トラフグ類	トラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群 トラフグ 伊勢・三河湾系群			公表	検討部会 SH会合 SH会合	0.2 (83.3%)			
	キンメダイ 太平洋系群			公表	検討部会 SH会合 SH会合	0.1 (83.4%)			
	ニホス 日本海系群		公表	SH会合 SH会合	SH会合	0.1 (83.5%)			

● 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表。
 ● 検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
 ● 資源評価結果は毎年更新される。
 ● 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
 ● 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
 (遠洋漁業で漁獲される魚種、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。)

※ データ元：漁業・養殖生産統計(平成28年～平成30年平均)

国が進める資源管理の方針と現状について

令和5年10月24日
福島県農林水産部水産課

1 経緯と現状

【経緯】

平成30年に改正された漁業法においては、資源管理は数量管理を基本としており、令和5年度までに漁獲量の8割を占める魚種について、TAC※1管理を行うことを目標としています。

【現状】

令和5年度現在、特定水産資源※2として、マイワシ、サバ類、マアジ、スルメイカ、クロマグロ等が対象となっており、それぞれの魚種・系群別にTAC数量が定められ、管理が行われています。

今般、本県沿岸漁業重要種であるヒラメ太平洋北部系群、マダラ北太平洋北部系群、カタクチイワシ太平洋系群について、TAC管理に進めるにあたっての会議等が水産庁主催で行われています。

※1 TAC（漁獲可能量）

漁獲可能量（英語: Total allowable catch、TAC）とは、水産資源の維持のため特定の魚種ごとに捕獲できる総量を定めたものです。

今般の漁業法の改正により、TAC制度は新漁業法に基づいて実施されることになりました。TAC魚種は漁獲量の6割を占めていますが、新漁業法の下では、魚種を順次拡大し、令和5年度までに、漁獲量の8割がTAC魚種となることを目指すこととしています。

※2 特定水産資源

TACによる管理を行う資源は、農林水産大臣が定める資源管理基本方針において、「特定水産資源」として定められます。

特定水産資源については、それぞれ、資源評価に基づき、MSY※2'を達成する資源水準の値（目標管理基準値）や、乱かくを未然に防止するための値（限界管理基準値）などの資源管理の目標を設定し、その目標を達成するようあらかじめ定めておく漁獲シナリオに則してTACを決定するとともに、限界管理基準値を下回った場合には目標管理基準値まで回復させるための計画を定めて実行することとなりました。

※2' MSY（最大持続生産量）

ある魚を持続的に獲り続けることができることが可能な最大の漁獲量

2-1 検討状況（ヒラメ太平洋北部系群）

ア 概要

- ・系群範囲は岩手県北部～千葉県北部（夷隅以北）
- ・漁獲量は、震災前は福島県のシェアが高かったが、現在は宮城、福島が多く、次いで茨城県が多い状況
- ・福島の沿岸漁業における最重要魚種の1つであり、様々な漁法（底びき網、さし網、釣り等）で漁獲



イ 資源管理に向けた現状

- ・資源管理手法検討部会まで開催されており、福島県からは県内の意見をまとめ、書面にて意見表明を行っています。
- ・今後、ステークホルダー会合※3が開催され、再度意見交換の場が設けられる見込みです。

ウ 管理の方針

- ・ステークホルダー会合未開催のため、水産庁から具体的な管理に関する話は现阶段ではありませんが、様々な漁法で利用されるほか、遊漁でも利用される資源であり、漁法間の調整や、遊漁への対応、各県で異なる水揚げサイズ制限の資源評価、数量配分への反映が課題として挙げられています。

4

2-1 検討状況（ヒラメ太平洋北部系群）

年月	項目
令和4年12月	資源評価結果の公表
令和5年1月	資源評価結果説明会
令和5年4月	資源管理手法検討部会
未定	ステークホルダー会合
〃	水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申
〃	管理の開始

※3 ステークホルダー会合

水産政策審議会に諮る資源管理基本方針の案に関し、事前に関係者の共通認識の醸成を目的として開催されるものです。具体的には、資源の状況（資源量と漁獲の強さ）と資源管理の目標、目標を達成するための漁獲シナリオについて、共通認識を醸成することを目的としています。国・県の担当者をはじめ、漁業関係者（漁業者～加工流通業者等）が広く参加し、意見表明を行っています。

5

2-2 検討状況（マダラ本州太平洋北部系群）

ア 概要

- ・系群範囲は青森県～千葉県北部（銚子以北）
- ・漁獲量は、震災前から岩手県、宮城県での漁獲が主体
- ・2016年以降、資源が減少し、系群全体の漁獲量が減少
- ・本県においては、主に底びき網漁業により利用されていますが、冬季の接岸時にはさし網等でも漁獲されます



イ 資源管理に向けた現状

- ・これまでステークホルダー会合が2回開催されています。
- ・今年8月に開催された第二回会合では、相馬双葉漁協より2名出席頂き、意見表明をしていただきました。
- ・このほか、水産庁では必要に応じて浜回り説明する、としています。
- ・今後の具体的予定についての明示はありませんが、ヒラメの例を参考にすると、今後水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申が行われる予定です。

ウ 管理の方針

- ・マダラは7月～翌年6月で管理
- ・令和6年1月以降に資源管理基本方針を策定見込みとしているが、それまでの間に漁業者と十分協議を行うこととしています。

2-3 検討状況（カタクチイワシ太平洋系群）

ア 概要

- ・系群範囲は鹿児島県～北海道太平洋岸
- ・資源の増減が激しく、現在は低水準期ですが、増加の兆候があります
- ・現在漁獲は太平洋中区（千葉県～三重県）で多く、資源増大期は太平洋北区（茨城県以北）でも多く漁獲されます。
- ・主にまき網や船びき網で漁獲されていますが、本県では本資源を「しらす※4」として利用しています。



イ 資源管理に向けた現状

- ・これまでステークホルダー会合が3回開催されています。
- ・会合においては、自然環境により激しく増減する本資源を数量によって管理することに否定的な意見が多数表明されています。
- ・水産庁は、令和6年1月以降での管理開始（ステップ1）を計画していましたが、令和5年9月に開催された会議において、令和6年1月開始を見送る旨の発言がありました。一方、議論は進めたいとしており、令和6年1月開始に向けて、ステークホルダー会合が今年度中に再度開催される見込みです。

2-3 検討状況（カタクチイワシ太平洋系群）

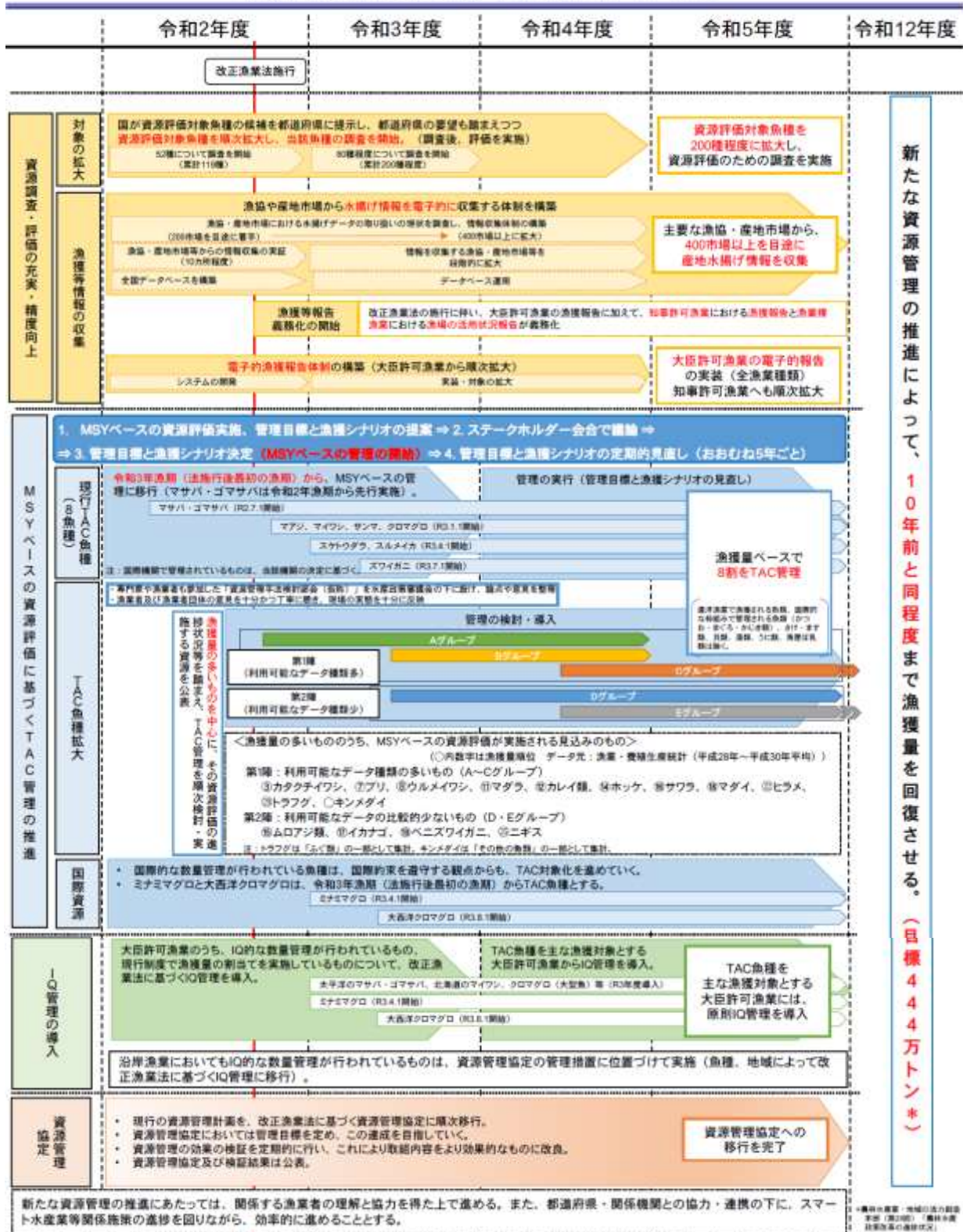
ウ 管理の方針について

・「しらす」の漁獲が資源に与える影響は少ないとし、本資源の数量管理には「しらす」は入らない方針が示された一方、漁獲努力量の制限（許可隻数の制限等を想定）を行う可能性が示されています。一方、「カエリ※4」は数量管理の対象とする見込みです。

※4 しらすとカエリ

水産庁は、しらすとカエリの違いについて、資源管理制度上は36ミリ（3.6cm）以上のカタクチイワシを「カエリ」、それ以下のサイズを「しらす」としています。実際の運用上は、体色が銀色のものを「カエリ」として扱うとしています。

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



新たな資源管理の推進によって、10年前と同程度まで漁獲量を回復させる。（目標444万トン*）

*資料出典：地域別漁獲量調査（第2期）（農林水産省資源管理課）